

報告書

被災者支援への専門士業の関わりに関する調査

行政書士 山本千恵
(兵庫県行政書士会所属)

目次

I. 調査概要	1
I-1 背景及び目的.....	1
I-2 調査の概要	1
II. 調査結果	3
II-1 集計結果	3
1. 基本属性.....	3
1-1 災害対策委員会等の有無	5
2. 団体の災害時の支援活動について	6
2-1 団体としての被災者支援活動の経験.....	6
2-2-1 被災者支援活動の様子	7
2-2-2 被災者支援活動の内容	11
2-3 支援活動の費用.....	13
2-4 支援活動を決定するきっかけ.....	15
2-5 人員配置等の具体的な実行計画について	17
2-6 支援活動のマネジメント機関.....	18
2-7 支援活動における連携、関連が深い組織	20
3. 団体での平時の取り組み状況について	24
3-1 団体での平時の取り組み	24
3-2 土業連絡会等に参画する理由.....	26
4. 団体としての災害時支援への考えについて.....	29
4-1 災害時の支援活動に関する方針	29
4-2 災害時の支援活動における課題	31
4-3 災害時の支援活動に関する意見	34
4-4 支援活動の記録等	36
II-2 ヒアリング記録	38
III. 総括	45
資料	50

I. 調査概要

I-1 背景及び目的

大規模自然災害の被災地では、弁護士をはじめ多くの専門職の方々が被災者支援を行っており、令和3年5月には全国災害復興支援士業連絡会が設立されるなど、業種・地域を越えた被災者支援のネットワークが作られている。とりわけ、発災直後の緊急対策期（概ね72時間）を過ぎ、各世帯の被害状況が明らかになり、生活再建に向けて不安や課題が大きくなっていく応急対策期（72時間～1ヶ月程度）以降になると、専門職の被災者支援活動は、具体的な再建への道筋を見いだすために被災者にとって必要不可欠な支援の一つになる。

この調査では、各地の士業連絡会¹を通じて士業団体・職能団体（以下、団体等）の被災者支援の様子や平時の取り組み状況を調べることで、士業連絡会や士業団体等と行政機関の連携や、福保健医療福祉活動との連携の可能性、被災者の生活再建を支える人材育成について取りまとめ、今後の取り組みの参考としてもらうことを目的とした。

I-2 調査の概要

広島県災害復興支援士業連絡会に所属する団体へのアンケート協力を依頼した。調査準備の過程で、神奈川県、静岡県、新潟県、徳島県、岡山県、愛媛県にも士業連絡会が存在することが判明し、広島県災害復興支援士業連絡会を通じて、各士業連絡会に参画する団体等に連絡をとり、WEBアンケートへの回答を依頼した。

また、広島弁護士会、法テラス広島の取り組みについてヒアリングを行った。

【調査の概要】

対 象： 把握できた全国の士業連絡会に参画する士業団体等

調査期間： 2021年11月30日～2022年3月4日

調査方法： WEBアンケート及びヒアリング（ZOOM）

<事前に把握できた全国の士業連絡会>

- 近畿災害対策まちづくり支援機構
- 災害復興まちづくり支援機構
- 広島県災害復興支援士業連絡会
- 宮城県災害復興支援士業連絡会
- 神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会
- 静岡県東海地震対策士業連絡会

¹ 士業連絡会は、弁護士や司法書士などの専門士業の都道府県単位会等やその他の機関、個人などで構成されたネットワークで、各地域で任意に立ち上がっており、その構成団体等や運営方法は多様である。

- 新潟県災害復興支援士業連絡会
- 徳島県災害復興支援士業連絡会
- 岡山県士業連絡会
- 愛媛県士業連絡会

【WEB アンケート項目構成】※アンケート項目詳細は資料参照

1. 基本属性
2. 団体の災害時の支援活動について
 - ①団体としての被災者支援活動の経験について
 - ②支援活動の資金やマネジメントについて
3. 団体での平時の取り組み状況について
 - ①団体での平時の取り組みの様子を教えてください。
 - ②士業連絡会への参画について
4. 団体としての災害時支援への考えについて

【ご回答いただいた団体（27 団体）】

※順不同

公益社団法人日本技術士会中国支部	四国税理士会徳島県支部連合会
一般社団法人広島県介護福祉士会	社会福祉法人徳島県社会福祉協議会
公益社団法人 広島県社会福祉士会	仙台弁護士会
公益社団法人 広島県不動産鑑定士協会	新潟県弁護士会
広島 JRAT（災害時リハビリ支援協議会）	兵庫県行政書士会
広島県精神保健福祉士協会	静岡県司法書士会
広島司法書士会	徳島県司法書士会
広島弁護士会	公益社団法人日本技術士会
法テラス広島	兵庫県土地家屋調査士会
岡山弁護士会	近畿税理士会
公益社団法人 静岡県建築士会	兵庫県社会保険労務士会
愛媛弁護士会	近畿不動産鑑定士協会連合会
徳島弁護士会	大阪弁護士会
公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県	

Ⅱ. 調査結果

Ⅱ-1 集計結果

1. 基本属性

事前に確認できた 10 カ所の士業連絡会のうち、8 連絡会・27 団体から回答を得た。

参画団体	団体名	災害対策委員会等の有無
	所在地	災害対策委員会等の名称
広島県災害復興支援 士業連絡会	一般社団法人広島県介護福祉士会	あり
	広島県広島市南区比治山本町 12-2	災害対策委員会
	公益社団法人 広島県社会福祉士会	あり
	広島県広島市南区比治山本町 12-2	災害被災者支援委員会
	広島県社会福祉会館内 4 階	
	公益社団法人 日本技術士会中国本部	あり
	広島県広島市中区鉄砲町 1-20 第 3 ウエノヤビル 6 階	日本技術士会中国本部防災委員会
	公益社団法人 広島県不動産鑑定士協会	なし
	広島県広島市中区八丁堀 6 番 10 号	—
	広島 JRAT（災害時リハビリ支援協議会）	あり
	広島県廿日市市陽光台 5-9	災害時 JRAT 対策本部
	広島県精神保健福祉士協会	あり
	広島県東広島市黒瀬町南方 92 番地 賀茂精神医療センター内	災害対策支援委員会
	広島司法書士会	あり
	広島県広島市中区上八丁堀 6 番 69 号	令和 3 年 7 月、8 月豪雨災害対策実 施本部災害に応じて実施本部を設置
	広島弁護士会	あり
	広島県広島市中区上八丁堀 2-73	災害対策委員会
近畿災害対策 まちづくり支援機構	法テラス広島	なし
	広島県広島市	—
	近畿税理士会	なし
	大阪府大阪市谷町 1-5-4	必要の都度、災害対策本部を設置
	近畿不動産鑑定士協会連合会	あり
	大阪府大阪市中央区今橋 1-6-19 アーク北浜ビル 9 階	危機管理対応委員会
	大阪弁護士会	あり
	大阪府大阪市北区西天満 1-12-5	災害復興支援委員会
	兵庫県行政書士会	なし
	兵庫県神戸市中央区東川崎町 1 丁目 1 番 3 号 神戸クリスタルタワー 13 階	総務部対応
	兵庫県土地家屋調査士会	あり
	兵庫県神戸市中央区楠町 2 丁目 1 番 1 号	兵庫県土地家屋調査士会 社会事業部
徳島県士業連絡会	兵庫県社会保険労務士会	なし
	兵庫県神戸市中央区下山手通 7 丁目 10 番 1 号	—
	徳島弁護士会	あり
	徳島県徳島市	災害対策委員会
	四国税理士会徳島県支部連合会	なし
	徳島県徳島市西新町二丁目 35 竹田ビル 2F	仕業ネットワーク災害 WG

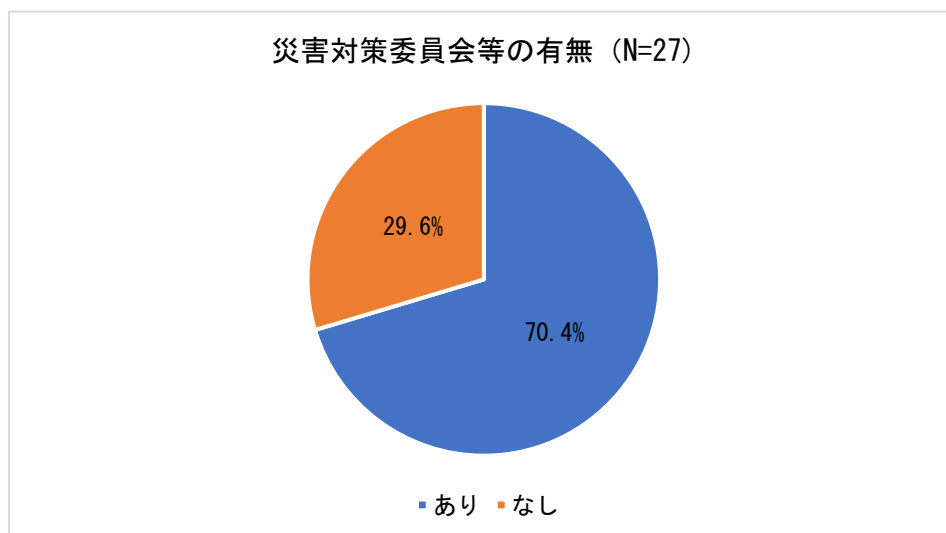
	社会福祉法人徳島県社会福祉協議会	あり
	徳島県徳島市中昭和町 1-2	県福祉救援合同本部，県災害ボランティアセンター（発災時設置）
	徳島県司法書士会	なし
	徳島県徳島市南前川町四丁目 41	ー
静岡県東海地震対策士業連絡会	公益社団法人 静岡県建築士会	あり
	静岡県静岡市葵区昭和町 9 番 5 号 第 2 大石ビル 7 階	自然災害対策特別委員会
	公益社団法人日本技術士会 中部本部静岡県支部	あり
	静岡県静岡市清水区港町 1-5-6(事務局)	防災委員会
	静岡県司法書士会	あり
	静岡県静岡市駿河区稲川一丁目 1 番 1 号	災害対策委員会
新潟県災害復興支援士業連絡会	新潟県弁護士会	あり
	新潟県新潟市中央区	総務委員会
宮城県災害復興支援士業連絡会	仙台弁護士会	あり
	宮城県仙台市青葉区一番町 2-9-18 (仙台弁護士会)	災害復興支援特別委員会
岡山県士業連絡会	岡山弁護士会	あり
	岡山県岡山市北区南方 1 丁目 8-29	環境保全・災害対策委員会
愛媛県士業連絡会	愛媛弁護士会	あり
	愛媛県松山市	災害対策委員会
その他	公益社団法人日本技術士会	なし
	大阪府大阪市西区靱本町 1-9-15	防災支援

技術系団体	公益社団法人日本技術士会
	公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部
	公益社団法人静岡県建築士会
	公益社団法人日本技術士会中国支部
法律系団体	愛媛弁護士会
	岡山弁護士会
	広島弁護士会
	仙台弁護士会
	大阪弁護士会
	徳島弁護士会
	新潟県弁護士会
	広島司法書士会
	徳島県司法書士会
	静岡県司法書士会
	近畿税理士会
	四国税理士会徳島県支部連合会
	近畿不動産鑑定士協会連合会
	公益社団法人 広島県不動産鑑定士協会
	兵庫県行政書士会
	兵庫県社会保険労務士会
	兵庫県土地家屋調査士会
	法テラス広島
福祉系団体	社会福祉法人徳島県社会福祉協議会
	広島県精神保健福祉士協会
	広島 JRAT（災害時リハビリ支援協議会）
	公益社団法人 広島県社会福祉士会
	一般社団法人広島県介護福祉士会

1-1 災害対策委員会等の有無

団体内の災害対策委員会等の有無は、「あり」が69.0%「なし」が31.0%であった。（図表 1、2）

図表 1 災害対策委員会等の有無の割合（N=27）



図表 2 土業連絡会毎の災害対策委員会等の有無の状況

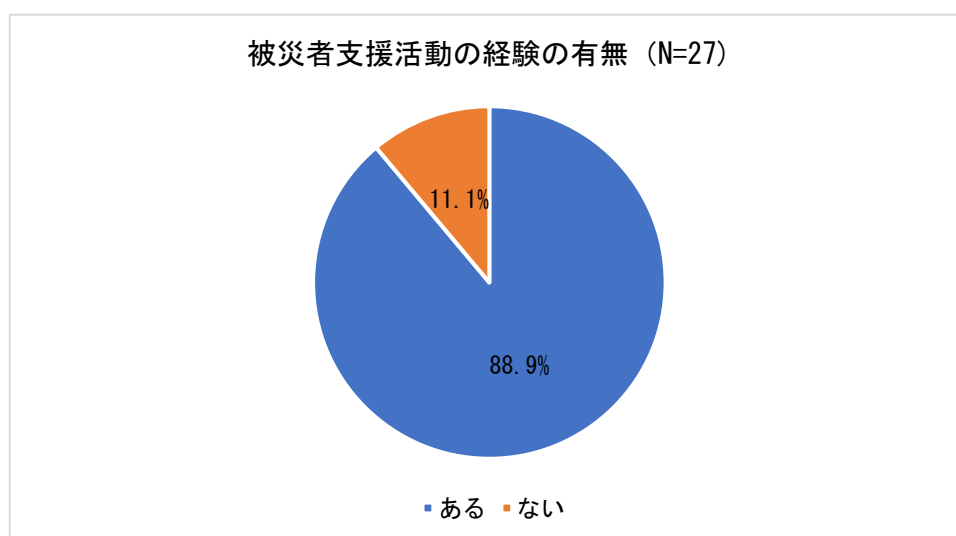
	あり	なし	合計
広島県災害復興支援土業連絡会	7	2	9
近畿災害対策まちづくり支援機構	3	3	6
宮城県災害復興支援土業連絡会	1	0	1
静岡県東海地震対策土業連絡会	3	0	3
新潟県災害復興支援土業連絡会	1	0	1
徳島県土業連絡会	2	2	4
岡山県土業連絡会	1	0	1
愛媛県土業連絡会	1	0	1
その他	0	1	1
合計	19	8	27

2. 団体の災害時の支援活動について

2-1 団体としての被災者支援活動の経験

団体としての被災者支援活動の経験が「ある」は 25 件、86.2%であった。広島県災害復興支援士業連絡会では 10 団体のうち 9 団体が、近畿災害対策まちづくり支援機構は回答した 6 団体全てが、「被災者支援活動の経験がある」と回答している。

図表 3 被災者支援活動の経験の有無



2-2-1 被災者支援活動の様子

2-1 で「被災者支援活動の経験がある」と回答した団体が行った被災者支援活動の様子を、専門分野の系統毎に取りまとめた。

技術系の団体は、③応急対策期から⑤復興支援機までの継続的な支援活動を行っており、法律系の段代は、①発災直後や②緊急対策期から支援活動を開始する場合も含め、⑤復興支援機までの継続的な支援活動が確認された。福祉系の団体は、災害ボランティアセンターの設置・運営支援に携わった徳島県社会福祉協議会を除き、一定期間での支援活動を行っている様子がうかがえた。

【時間の経過】

- ①災害発生直後 …… 概ね 24 時間
- ②緊急対策期 …… 概ね 72 時間
- ③応急対策期 …… 72 時間～1 ヶ月
- ④復旧・復興対策期 …… 1～3 ヶ月
- ⑤復興支援期 …… 3 ヶ月以降
-  …… 活動時期

図表 4 被災者支援活動の様子

専門分野の系統	団体名	災害名	発生年月日	時間の経過					支援活動の内容
				①	②	③	④	⑤	
技術系	公益社団法人 日本技術士会 中国本部	平成 26 年 8 月 広島豪雨災害	2014 年 8 月 19 日						広島市災害ボランティアセンター運営支援、被災者生活再建支援、復興まちづくり支援
		平成 30 年 7 月 豪雨	2018 年 6 月 28 日						
	公益社団法人 日本技術士会 中部本部 静岡県支部	令和元年東日本台風	2019 年 10 月 4 日						「専門家による無料生活なんでも相談」に相談員として参加。
		令和 3 年 7 月 伊豆山土砂災害	2021 年 7 月 3 日						「専門家による無料生活なんでも相談」に相談員として参加。現地調査。
	公益社団法人 広島県不動産鑑定士協会	平成 30 年 7 月 豪雨	2018 年 6 月 28 日						住家被害認定調査
	公益社団法人 静岡県建築士会	令和 3 年 7 月 伊豆山土砂災害	2021 年 7 月 3 日						士業連絡協議会による相談業務

法律系	愛媛弁護士会	平成 30 年 7 月 豪雨	2018 年 6 月 28 日					法律相談、復興支援
	徳島弁護士会	複数の台風被害						電話相談の実施
	岡山弁護士会	平成 30 年 7 月 豪雨	2018 年 6 月 28 日					法律相談、被災者支援制度 情報発信、災害ADR
	広島弁護士会	平成 26 年 8 月 広島豪雨災害	2014 年 8 月 19 日					法律相談センターでの無 料相談、電話相談、被災地 出張相談（区役所・避難所 等）、ボランティアセンタ ーへの運営スタッフ派遣、 復興まちづくり支援のア ドバイザー活動、会長声明 の発出、行政への働きかけ
		平成 30 年 7 月 豪雨	2018 年 6 月 28 日					法律相談センターでの無 料相談、電話相談、被災地 出張相談（区役所・避難所 等）、ボランティアセンタ ーへの運営スタッフ派遣、 復興まちづくり支援のア ドバイザー活動、会長声明 の発出、行政への働きか け、災害ADRでの話し合い サポート、広島県・広島県 地域支え合いセンターと の協定に基づく専門家派 遣事業における相談対応
	新潟弁護士会	東日本大震災	2011 年 3 月 11 日					弁護士による無料被災者 相談会の実施、複数の土業 によるワンストップ相談 会の実施、まちづくりに関 する勉強会の実施ほか
		糸魚川駅北大火	2016 年 12 月 22 日					
		山形県沖地震	2019 年 6 月 18 日					
	仙台弁護士会	岩手・宮城内陸 地震	2008 年 6 月 14 日					被災者への情報提供・相談 対応（避難所、公民館、仮 設住宅、被災者宅、役場等 での現地相談・「弁護士会 ニュース」「被災者ノート」 の提供・マスコミを通じた 情報提供・無料電話相談）、 二重ローン問題への対応、 被災者同士のトラブルの 仲裁（災害ADR）、まちづく り支援、立法提言など
		東日本大震災	2011 年 3 月 11 日					
		令和元年東日 本台風	2019 年 10 月 4 日					被災者への情報提供・相談 対応（避難所、公民館、仮 設住宅、被災者宅、役場等 での現地相談・「弁護士会 ニュース」「被災者ノート」 の提供・マスコミを通じた 情報提供・無料電話相談）、 二重ローン問題への対応、 被災者同士のトラブルの 仲裁（災害ADR）、まちづく り支援、立法提言など
		令和 3 年福島 沖地震	2021 年 2 月 13 日					

	大阪弁護士会	熊本地震	2016 年 4 月 14 日					無料法律相談の実施。
		大阪北部地震	2018 年 6 月 18 日					避難所等における制度説明会。 無料法律相談の実施。
		平成 30 年 7 月 豪 雨、平 成 30 年台風 21 号	2018 年 6 月 28 日					
	近畿税理士会	大阪北部地震	2018 年 6 月 18 日					被災者への税務支援
		平成 30 年 7 月 豪 雨、平 成 30 年台風 21 号	2018 年 6 月 28 日					被災者への税務支援
	徳島県 司法書士会	東日本大震災	2011 年 3 月 11 日					会員から義捐金を募り、日本司法書士会連合会を通じて送金。また、被災地相談会に会員を派遣した。
		熊本地震	2016 年 4 月 14 日					会員から義捐金を募り、日本司法書士会連合会を通じて送金。
	広島県 司法書士会	平成 26 年 8 月 広島豪雨災害	2014 年 8 月 19 日					【災害発災直後】所属する会員の安否確認、支援活動体制整備 【緊急対策期、応急対策期】士業連絡会からの要請に応じたボランティアセンターへの人員派遣、現地視察、相談活動等 【復旧・復興対策期、復興支援機】相談活動等
		平成 30 年 7 月 豪雨	2018 年 6 月 28 日					
	兵庫県 行政書士会	熊本地震	2016 年 4 月 14 日					近畿災害対策まちづくり支援機構の一員として無料相談会の実施
	兵庫県社会保険労務士会	阪神淡路大震災	1995 年 1 月 17 日					・社労士会独自の「雇用問題ホットライン」を開設（平成 7 年 2 月 21 日～3 月 20 日、TEL078-393-2261～3） ・地方公共団体等へのボランティア活動（相談員の派遣等、平成 7 年 2 月 1 日～、電話相談、面接相談、神戸市外大・緊急雇用保険サービスセンター・神戸市産業振興センター・神戸市の各区役所ほか） ・震災復興支援専門家による無料合同相談会に参加（平成 7 年 9 月 30 日、神戸市勤労会館）
	兵庫県土地家屋調査士会	丹波篠山市大火事	2021 年 7 月 24 日					兵庫県弁護士会とまちづくり支援機構の総合相談
	法テラス広島	平成 26 年 8 月 広島豪雨災害	2014 年 8 月 19 日					法律相談会の実施（ニーズ調査）

		平成 30 年 7 月 豪雨	2018 年 6 月 28 日						法律相談会の実施、資力を問わない無料法律相談の実施(総合法律支援法 30 条 1 項 4 号に基づく)
	近畿不動産鑑定士協会連合会	大阪北部地震	2018 年 6 月 18 日						住家被害認定調査(罹災証明書発行の為)
福祉系	一般社団法人 広島県介護福祉士会	熊本地震	2016 年 4 月 14 日						避難所における要配慮者支援、介護施設、事業所での介護業務に関する人的支援
		平成 30 年 7 月 豪雨	2018 年 6 月 28 日						避難所における要配慮者支援、避難所等における介護困り事相談の対応、電話による被災者等への介護困り事相談の対応、ボランティアセンターでの運営支援、被災現場での土砂撤去作業、在宅高齢者への個別訪問による安否確認及びニーズ把握
	公益社団法人 広島県社会福祉士会	平成 26 年 8 月 広島豪雨災害	2014 年 8 月 19 日						災害ボランティアセンターへの会員派遣、支援金・義援金募集など
		平成 30 年 7 月 豪雨	2018 年 6 月 28 日						
	広島 JRAT (災害時リハビリ支援協議会)	熊本地震	2016 年 4 月 14 日						避難所を巡回し、不活発病予防と健康管理の目的にリハビリテーションを実施
		平成 30 年 7 月 豪雨	2018 年 6 月 28 日						
	広島県精神保健福祉士協会	平成 30 年 7 月 豪雨	2018 年 6 月 28 日						士業連絡会事務局より当会へ協力要請のあった現地相談会へ会員派遣(熊野町(8 月 19 日)、三原市本郷地区(8 月 26 日)、呉市安浦地区(9 月 7 日)、坂町(2 回)(9 月 21 日・10 月 2 日) ※ 計 5 回)
	社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会	阪神淡路大震災,以降複数の災害	1995 年 1 月 17 日						要配慮者や地域住民の安否確認,福祉救済本部の設置,災害ボランティアセンターの設置・運営支援,住民同士の支え合い活動を推進するためのサロン活動の展開など

2-2-2 被災者支援活動の内容

2-1-1 の発災後の被災者支援活動の内容を、調査活動、生活相談、法律相談、避難者生活支援、生活再建支援、法的支援、復興支援、ボランティアセンター、情報支援、行政提案等、義援金・寄付等に分類し、専門分野の系統毎に取りまとめた。

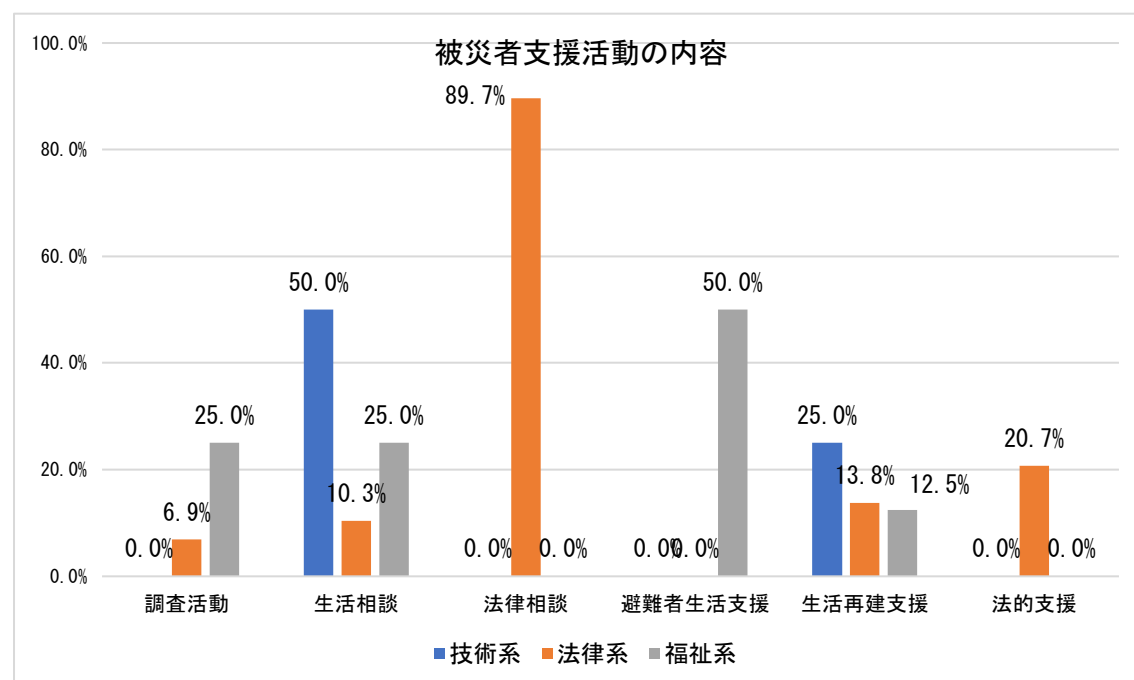
なお、被災者支援活動の実施回数は災害毎に活動した合計を計上し、各系統の母数は、支援活動を行った団体数の延べ数（技術系：4、法律系：29、福祉系：8）とした。

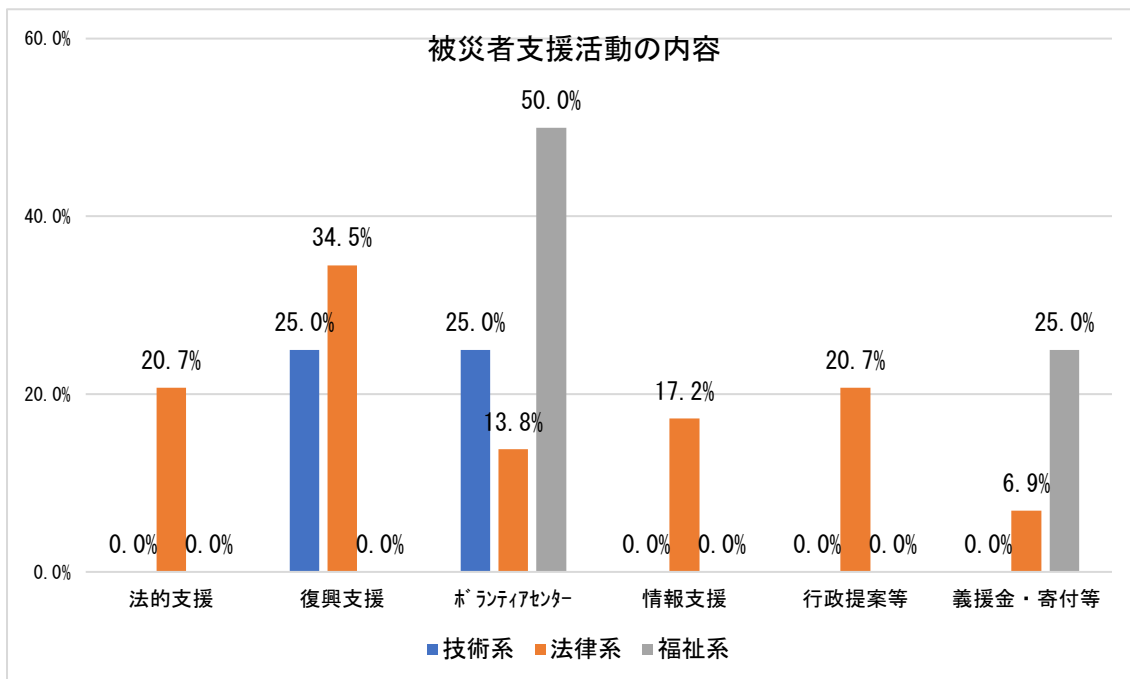
技術系の団体は生活に関する支援活動を行っている様子が伺え、法律系の団体は支援活動の種類が多いのが特徴である。避難生活における支援活動は、福祉系の団体のみが行っており、ボランティアや寄付等の支援活動が他よりも高い割合であることに特徴がある。

図表 5-1 被災者支援活動の内容（実施回数）

	調査活動	生活相談	法律相談	避難者生活支援	生活再建支援	法的支援	復興支援	ボランティアセンター	情報支援	行政提案等	義援金・寄付等
技術系	0	2	0	0	1	0	1	1	0	0	0
法律系	2	3	26	0	4	6	10	4	5	6	2
福祉系	2	2	0	4	1	0	0	4	0	0	2

図表 5-2 被災者支援活動の内容（専門分野の系統毎の比較割合）





2-3 支援活動の費用

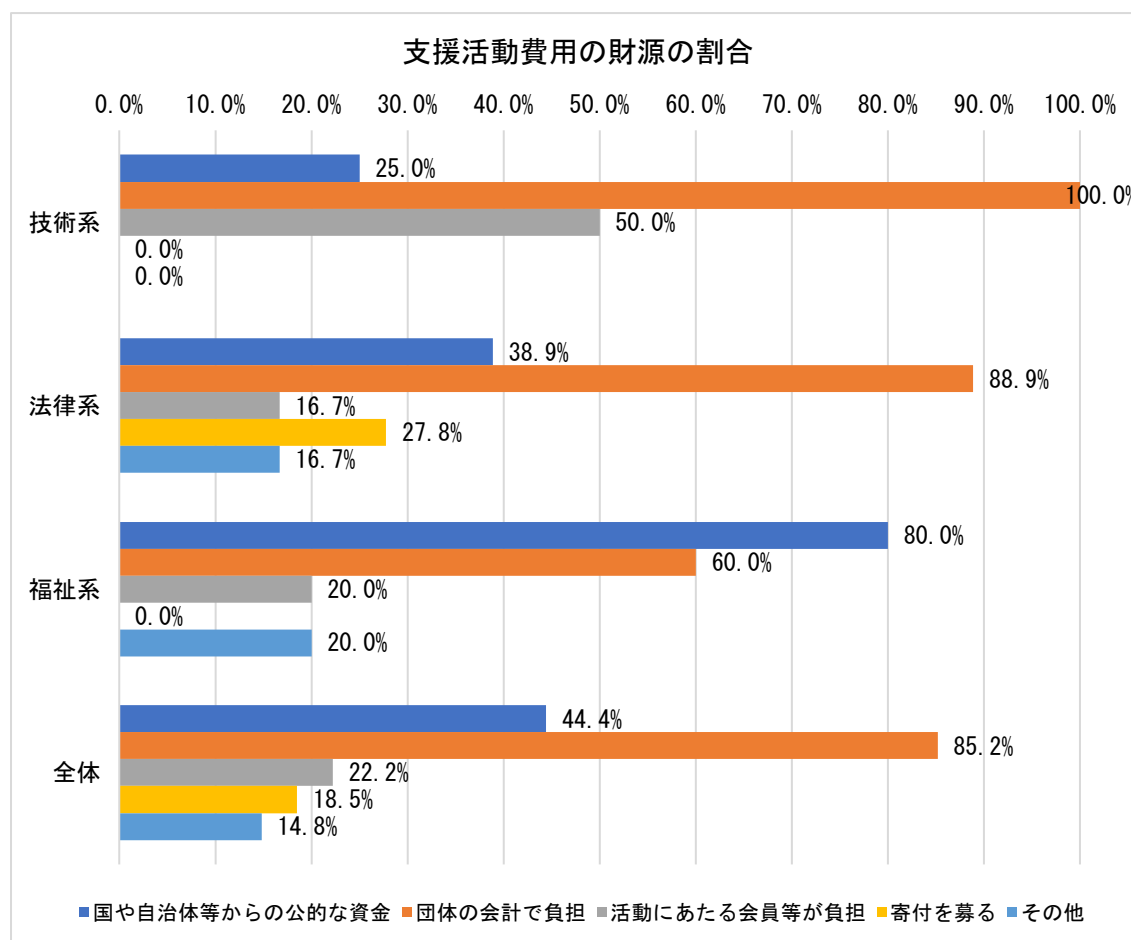
被災者支援活動を行う時の費用の財源について、専門職の系統別に集計を行った。
(図表 6、図表 7)

技術系や法律系の団体では、公的な資金よりも自主財源（団体の会計）で活動している割合が高く、福祉系の団体では、自主財源も活用しながら公的な資金を受けて活動している様子がうかがえた。また、どの団体でも支援活動を行う会員負担が生じていることも確認された。

図表 6 専門職系統別の活動費用財源（MA）

	技術系	法律系	福祉系	全体
国や自治体等からの公的な資金	1	7	4	12
団体の会計で負担	4	16	3	23
活動にあたる会員等が負担	2	3	1	6
寄付を募る	0	5	0	5
その他	0	3	1	4

図表 7 専門職系統別の活動費用財源の割合



＜費用その他の回答＞

- 他の弁護士会や弁護士連合会からの義援金や支援金（法律系）
- 全国の弁護士会から多額の寄付が寄せられそれらを支援活動に使用した（法律系）
- 共同募金会の災害支援制度を活用（福祉系）
- 参加の士業団体の各自の負担（法律系）
- 日本司法書士会連合会からの助成金がある（法律系）
- 災害救助法の費用弁済（福祉系）
- 相談員派遣費用（法律系）

2-4 支援活動を決定するきっかけ

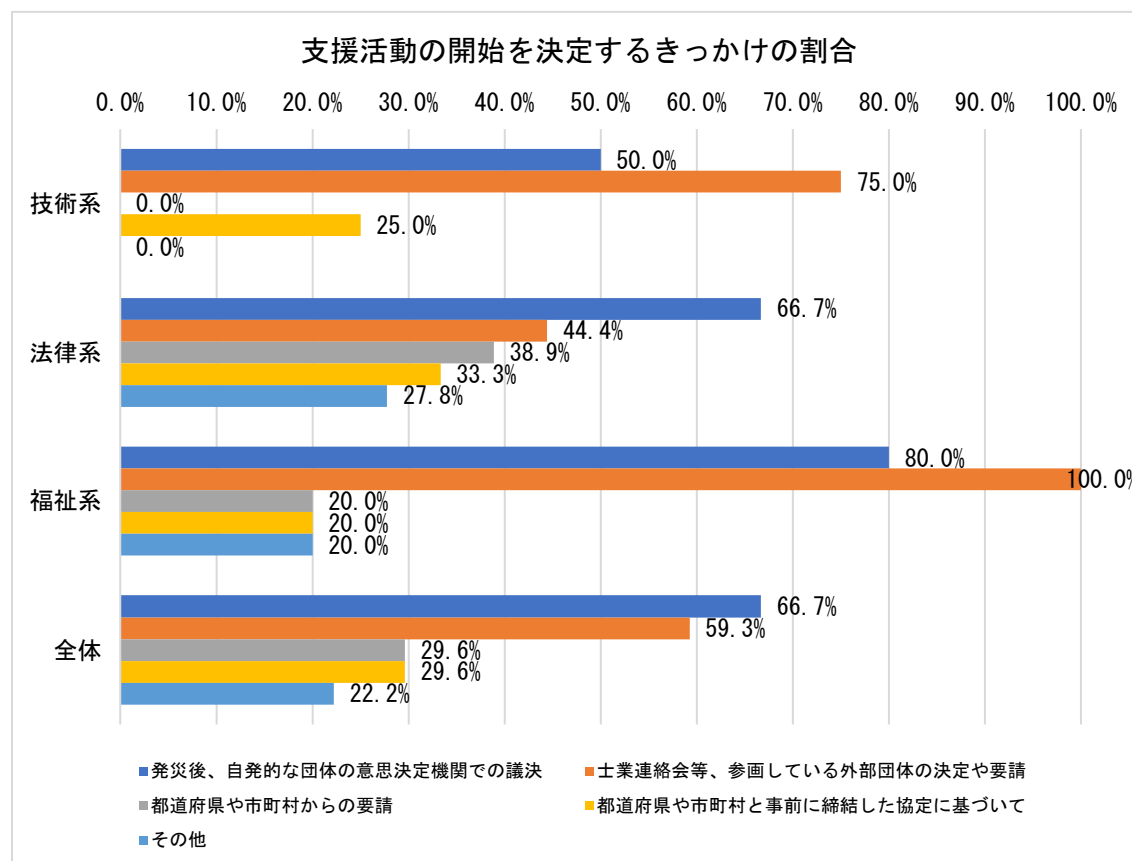
被災者支援活動の開始を決定するきっかけについて、専門職の系統別に集計を行った。（図表 8、図表 9）

どの専門職の系統でも、支援活動の決定のきっかけは、自治体からの要請や災害時支援協定よりも、団体の自発的な意思や参画している士業連絡会等の決定など、任意の意思決定に基づいて支援活動が開始されている様子うかがえた。

図表 8 被災者支援活動の開始を決定するきっかけ（MA）

	技術系	法律系	福祉系	全体
発災後、自発的な団体の意思決定機関での議決	2	12	4	18
士業連絡会等、参画している外部団体の決定や要請	3	8	5	16
都道府県や市町村からの要請	0	7	1	8
都道府県や市町村と事前に締結した協定に基づいて	1	6	1	8
その他	0	5	1	6

図表 9 専門職の系統別の被災者支援活動の開始を決定するきっかけの割合



＜きっかけその他の回答＞

- ボランティア団体からの在宅被災者支援などの協力要請（法律系）
- リハビリテーション学会を中心に、災害時支援連絡協議会が設立され、その趣旨に賛同したため（福祉系）
- 全国・四国各県・県内市町村社協，相互応援協定を締結する団体との協議（福祉系）
- 公的機関からの要請（法律系）
- 災害対応を目的と「しない」士業団体との連携の枠組みを災害時に活用する形で対応（法律系）
- 総合法律支援法などの法令に基づく（法律系）
- 被災元弁護士会からの要請を受けての団体の意思決定機関による議決（法律系）
- 親団体の要請や協力依頼（法律系）
- 近畿災害対策まちづくり支援機構の活動（法律系）

2-5 人員配置等の具体的な実行計画について

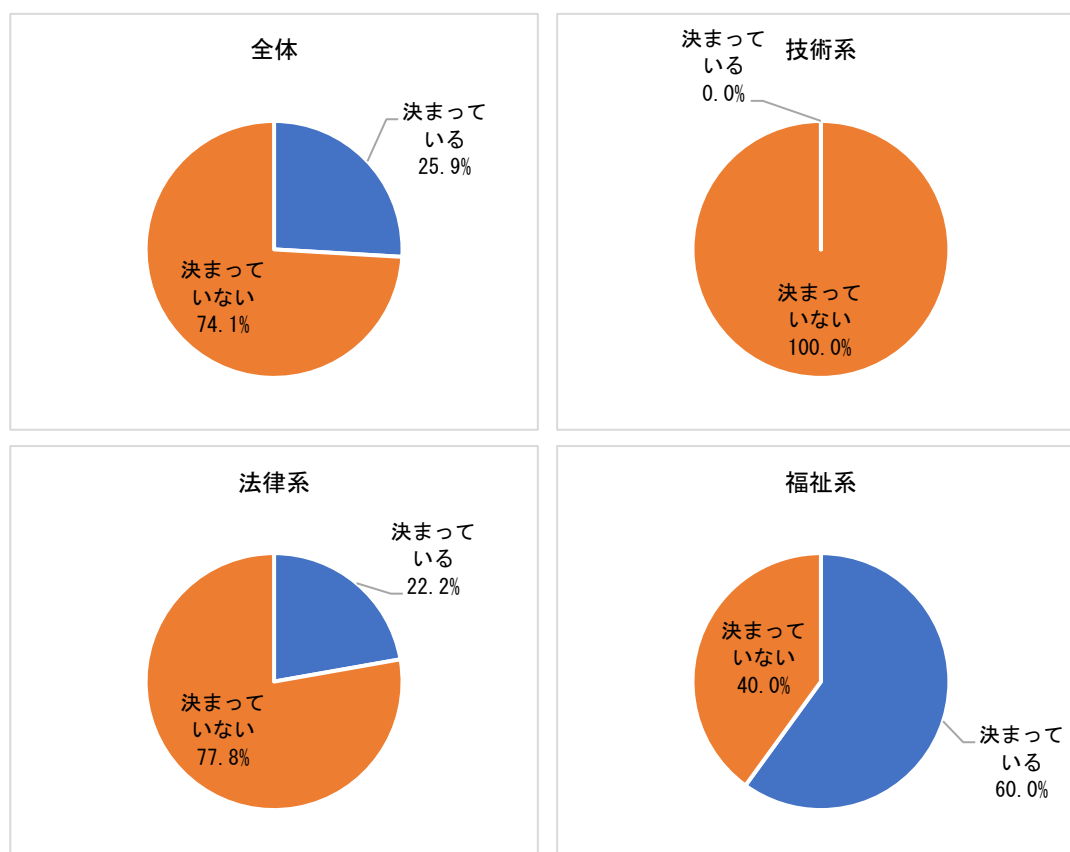
被災者支援のための人員配置等の具体的な実行計画の有無について、専門職の系統別に集計を行った。（図表 10、図表 11）

技術系の団体は、被災者支援のための実行計画を作成していない様子が伺えた。法律系の団体は 18 団体中 4 団体（22.2%）で実行計画があり、福祉系の団体では 5 団体中 3 団体が実行計画を作成している。

図表 10 人員配置等の具体的な実行計画の有無（N＝27）

	技術系	法律系	福祉系	全体
決まっている	0	4	3	7
決まっていない	4	14	2	20
回答数合計（系統）	4	18	5	27

図表 11 専門職系統別の人員配置等の具体的な実行計画の有無の割合



2-6 支援活動のマネジメント機関

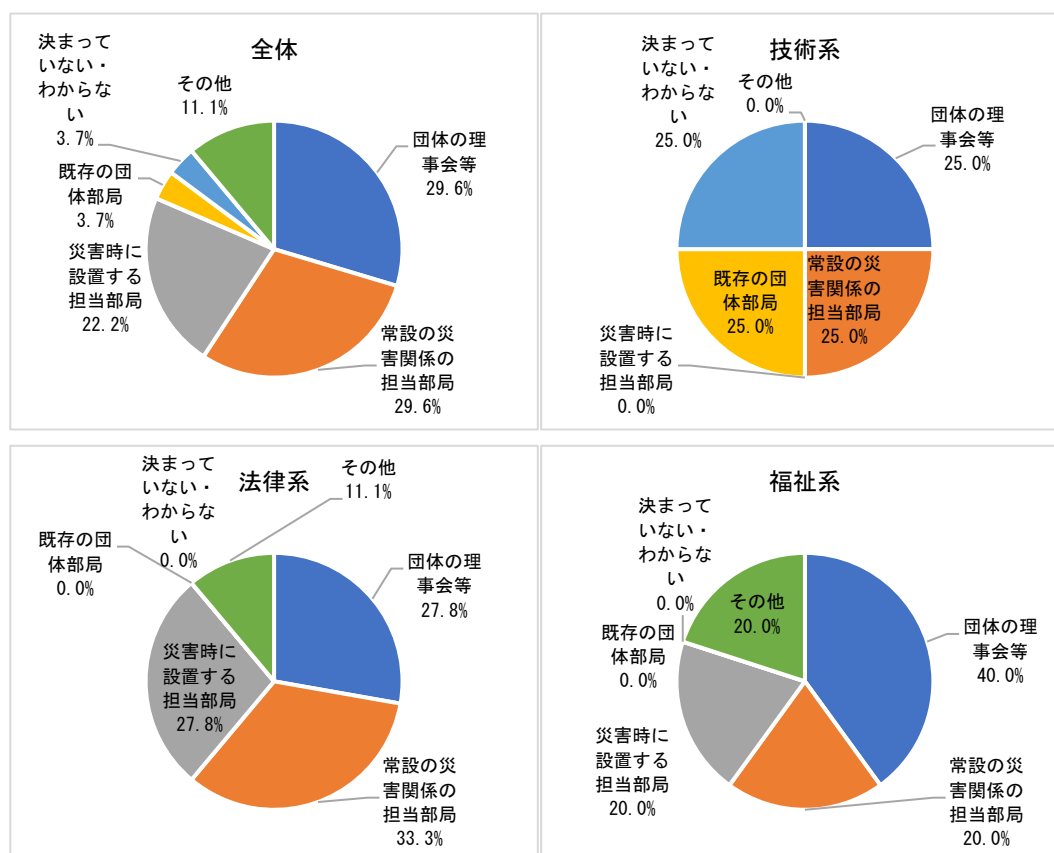
被災者支援活動のマネジメントを行う機関について、専門職の系統別に集計を行った。（図表 12、図表 13）

技術系と法律系の団体では、理事会等の団体運営の決定機関、常設の災害関係の部局、災害時に設置する部局が同程度の割合となっており、福祉系の団体では理事会等の団体運営の決定機関が支援活動のマネジメントを行っている様子が見えたと。

図表 12 被災者支援活動のマネジメント機関（N＝27）

	技術系	法律系	福祉系	全体
団体の理事会等（団体運営に関する意思決定機関）	1	5	2	8
災害対策委員会等の常設の災害関係の担当部局	1	6	1	8
災害対策委員会等の災害時に設置する担当部局	0	5	1	6
災害時のみ既存の団体部局がマネジメントを担当	1	0	0	1
決まっていない・わからない	1	0	0	1
その他	0	2	1	3
回答数合計（系統）	4	18	5	27

図表 13 専門職系統別の被災者支援活動のマネジメント機関の割合



＜マネジメント機関その他の回答＞

- 兵庫県土地家屋調査士会 社会事業部（法律系）
- 大きな災害では災害対策本部が設置され、災害対策本部が設置されない災害では災害対策委員会が行う（法律系）
- 常設の災害対策委員会のほかに、発災時には団体の理事者も加入する災害対策本部が立ち上がり、その部署でマネジメントを行います（法律系）
- 法テラス広島法律事務所の職員及び法テラス広島地方事務所総務課の職員が中心となる（法律系）
- 福祉救援合同本部，県災害ボランティアセンター（発災後設置）（福祉系）

2-7 支援活動における連携、関連が深い組織

被災者支援活動の際、連携や特に関連が深い組織について、専門職の系統別に連携・関連が深い組織毎の割合について集計を行った。（図表 14、図表 15-1～3、図表 16）

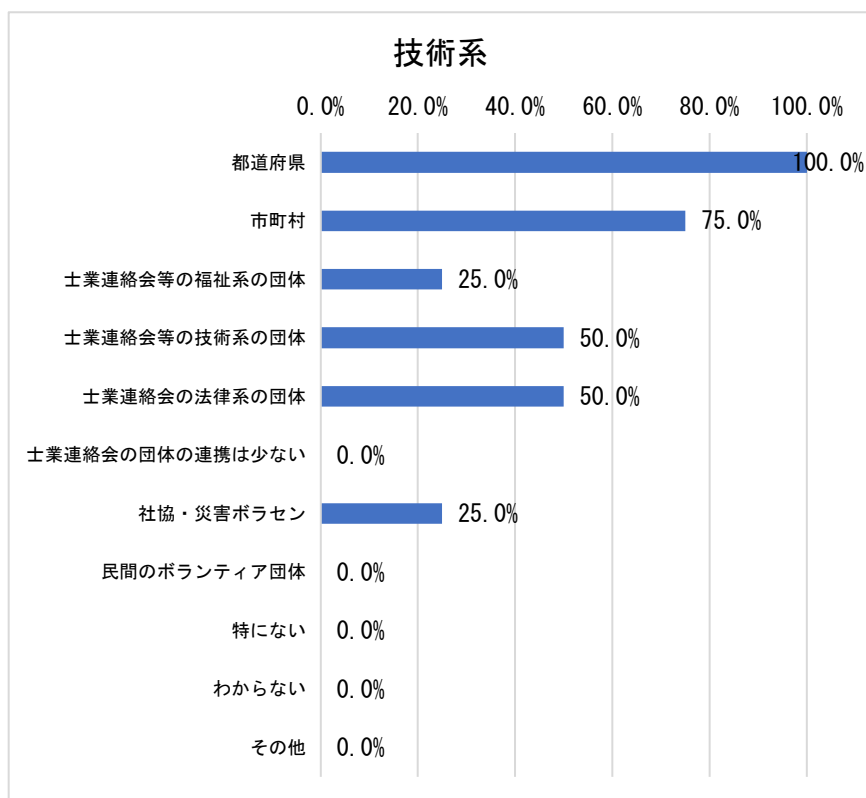
技術系の団体は、4 団体全てが都道府県との連携があると回答しており、次いで市町村との連携が高く、自治体との連携・関連が深い様子がうかがえた。法律系の団体は、市町村の割合が最も高く、都道府県、士業連絡会の法律系の団体が続く。福祉系の団体では、都道府県、士業連絡会の福祉系の団体の割合が高く、その他の組織とも連携を取り合っている様子がうかがえた。

福祉系の団体が技術系や法律系の団体とも連携を取っている様子が伺えるのに比べ、技術系や法律系の団体から福祉系の団体に連携を取っている割合が、他の組織と比べて低いことに特徴が見られた。

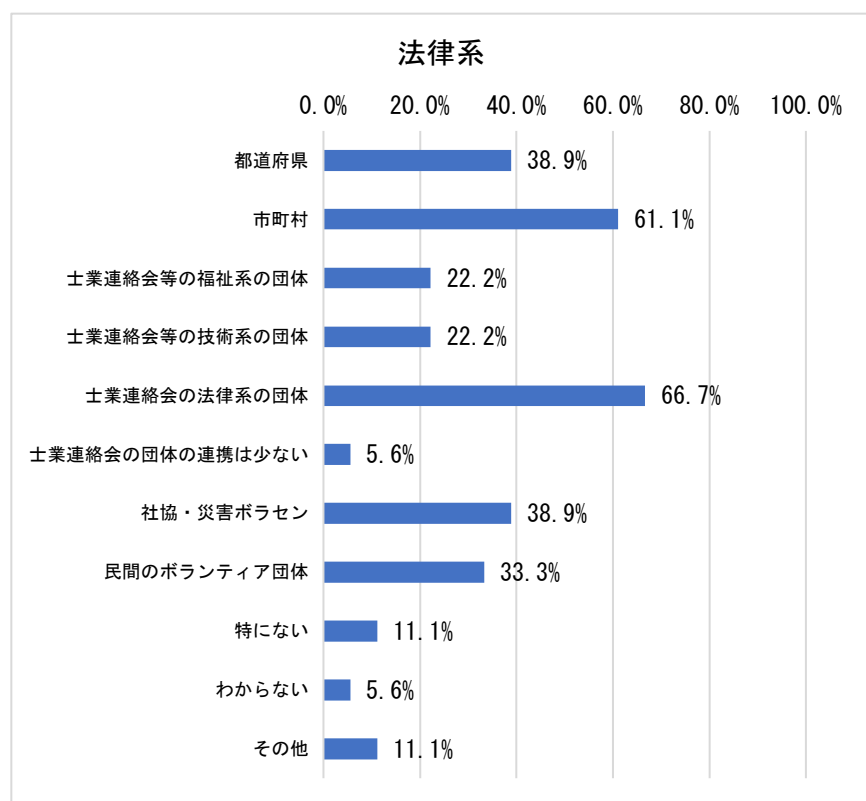
図表 14 被災者支援活動で連携・関連深い組織（MA）

連携・関連先	技術系	法律系	福祉系	全体
都道府県	4	7	4	15
市町村	3	11	2	16
士業連絡会等の福祉系の団体	1	4	4	9
士業連絡会等の技術系の団体	2	4	3	9
士業連絡会の法律系の団体	2	12	3	17
士業連絡会の団体との連携は少ない	0	1	0	1
社協・災害ボラセン	1	7	3	11
民間のボランティア団体	0	6	1	7
特にない	0	2	0	2
わからない	0	1	0	1
その他	0	2	1	3

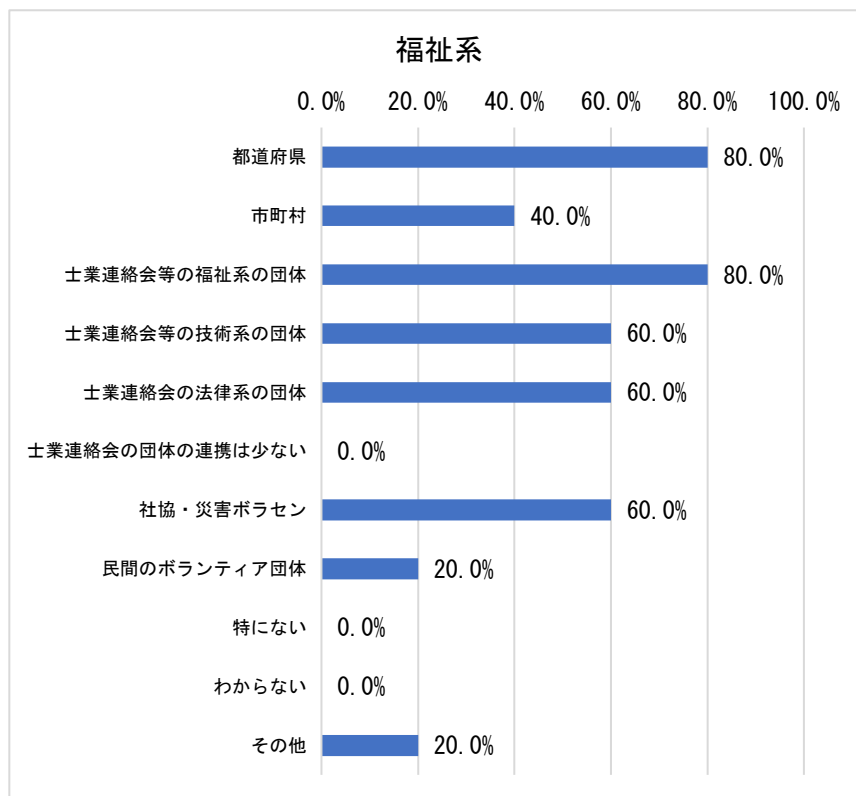
図表 15-1 技術系団体の被災者支援活動で連携・関連する組織の割合



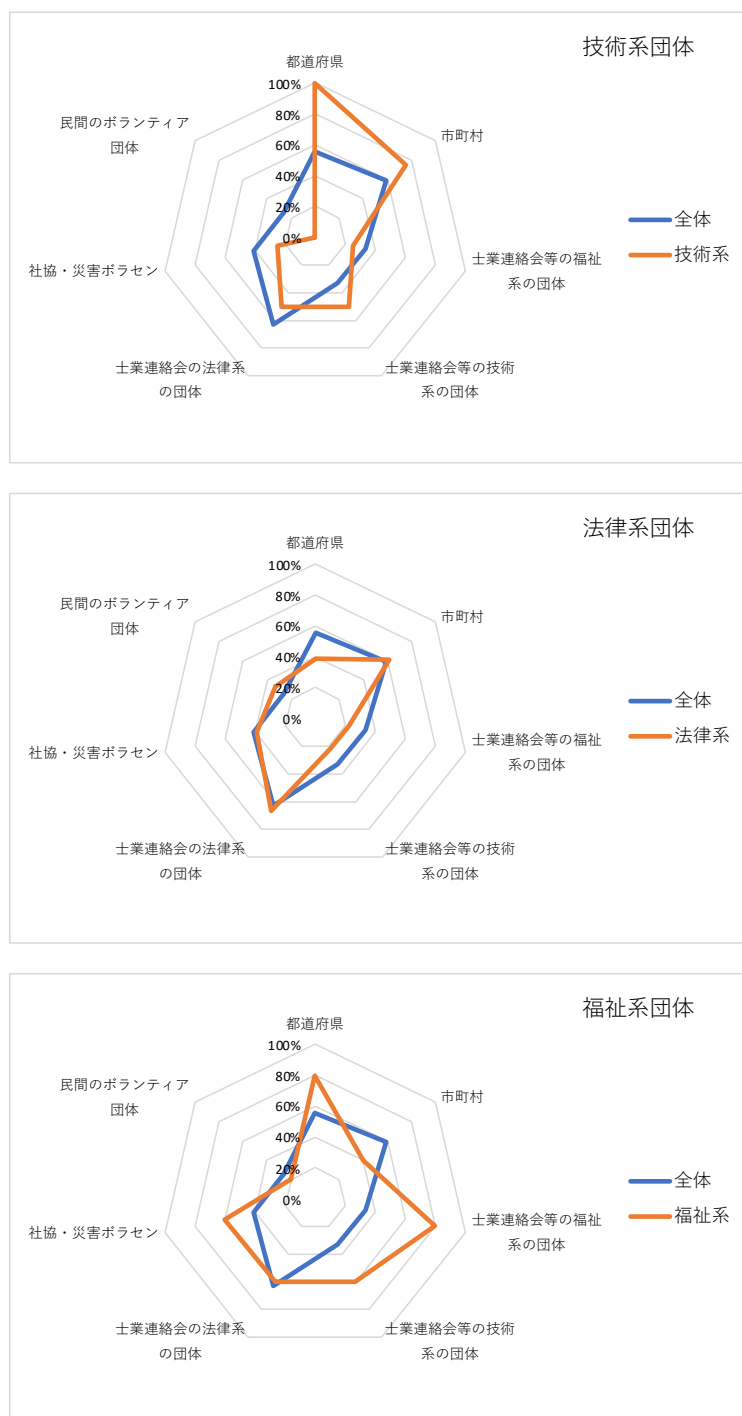
図表 15-2 法律系団体の被災者支援活動で連携・関連する組織の割合



図表 15-3 福祉系団体の被災者支援活動で連携・関連する組織の割合



図表 16 被災者支援活動で連携・関連する組織の割合の比較



<連携・関連組織その他の回答>

- 宮城県社会福祉士会など（法律系）
- 税務官公署（法律系）
- 近畿災害まちづくり支援機構（法律系）
- 相互応援協定を締結する団体（福祉系）

3. 団体での平時の取り組み状況について

3-1 団体での平時の取り組み

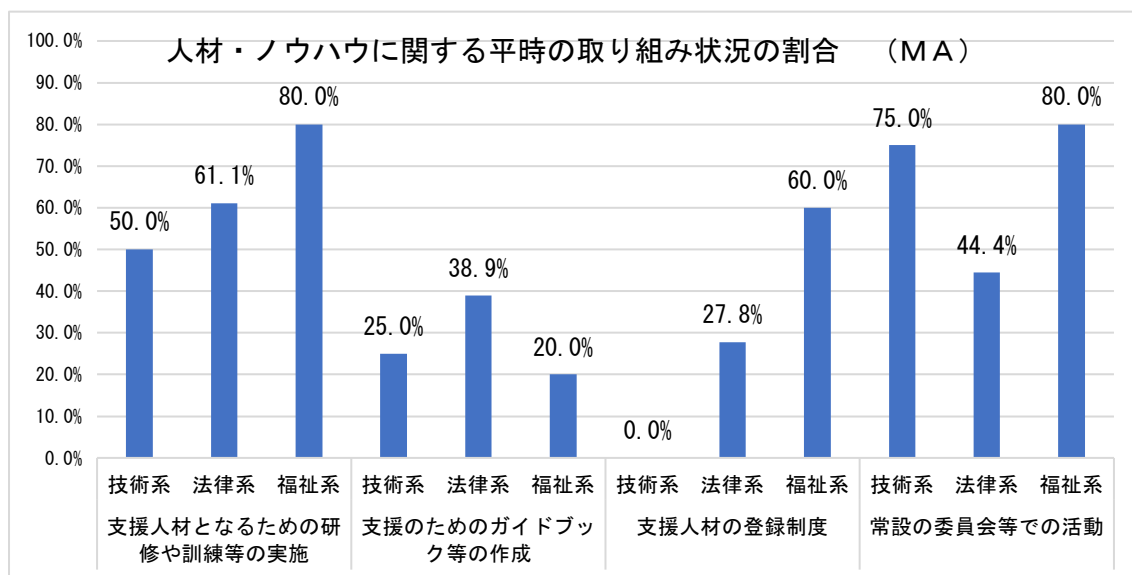
団体における平時の取り組みについて、「人材・ノウハウに関する取り組み」「支援体制に関する取り組み」「団体の機能維持に関する取り組み」に分け、専門職の系統別に取り組み状況を取りまとめた。（図 17-1～3）

「人材・ノウハウに関する取り組み」では、福祉系の団体が「研修や訓練等の実施」「支援人材の登録制度」「常設委員会等の活動」で技術系や法律系の団体よりも取り組み割合が高い。「支援ガイドブック等の作成」はどの団体も取り組みがあり、法律系の団体の割合がやや高い。「支援人材の登録制度」については、技術系の団体で取り組みが見られなかった。

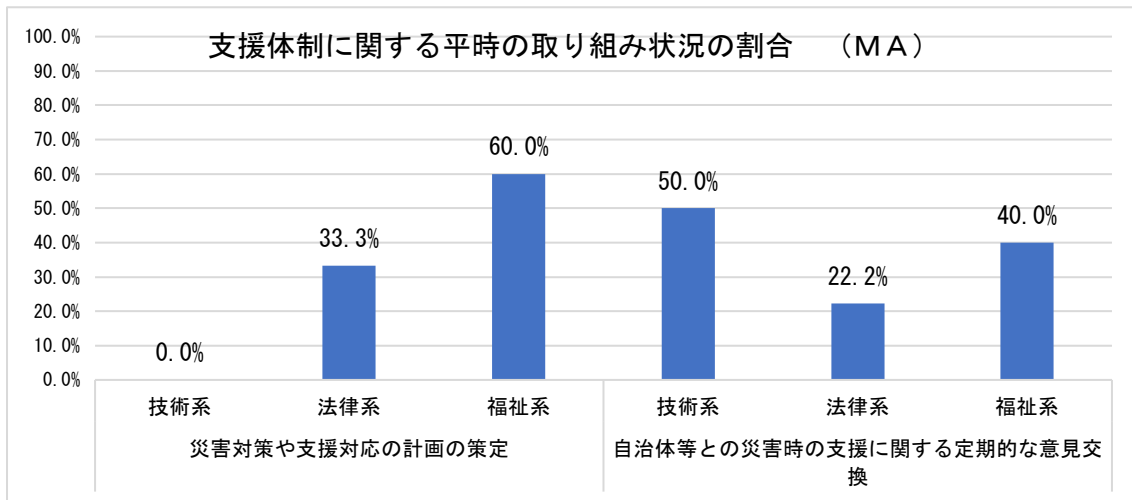
「支援体制に関する取り組み」では、「災害対応や支援計画の策定」は法律系と福祉系の団体で取り組みがあり、「自治体等との定期的な意見交換」は技術系の団体の取り組み割合が高い。

「団体の機能維持に関する取り組み」では、「事業継続計画の策定・運用」は福祉系の団体で 40%、「会員の安否確認や連絡方法の確立・運用」は法律系と福祉系の団体が 60%を超えている。

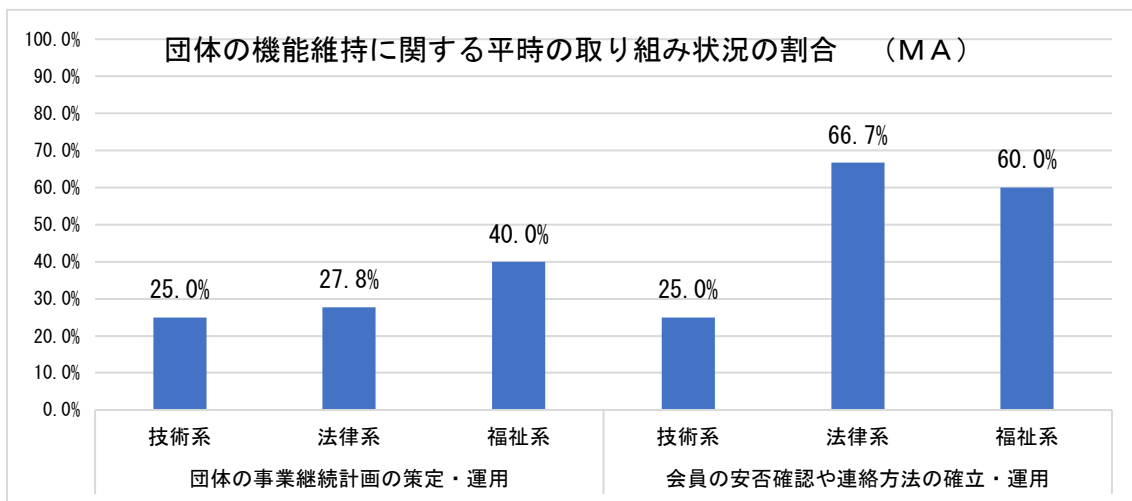
図表 17-1 専門職系統別の人材・ノウハウに関する平時の取り組み状況の割合



図表 17-2 専門職系統別の支援体制に関する平時の取り組み状況の割合



図表 17-3 専門職系統別の団体の機能維持に関する平時の取り組み状況の割合



<平時の取り組みその他の回答>

- 定期的な連絡会の参加、委員会での地域防災力向上のための防災教育（技術系）
- 自治体との協定（技術系）
- 他の弁護士会との災害時協定に基づく定期的な意見交換（法律系）
- 他の県の弁護士会との交流（法律系）
- 意見書の発出、シンポジウムの開催 他団体との連携に関する会議への参加（法律系）
- 毎年「士業合同相談会」を開催しています（一般相談）（法律系）
- 災害支援機構への参加、会員の安否確認や連絡方法の確立（法律系）
- 防災訓練への参加や研修講師等の市民等に向けた啓発活動（法律系）

3-2 士業連絡会等に参加する理由

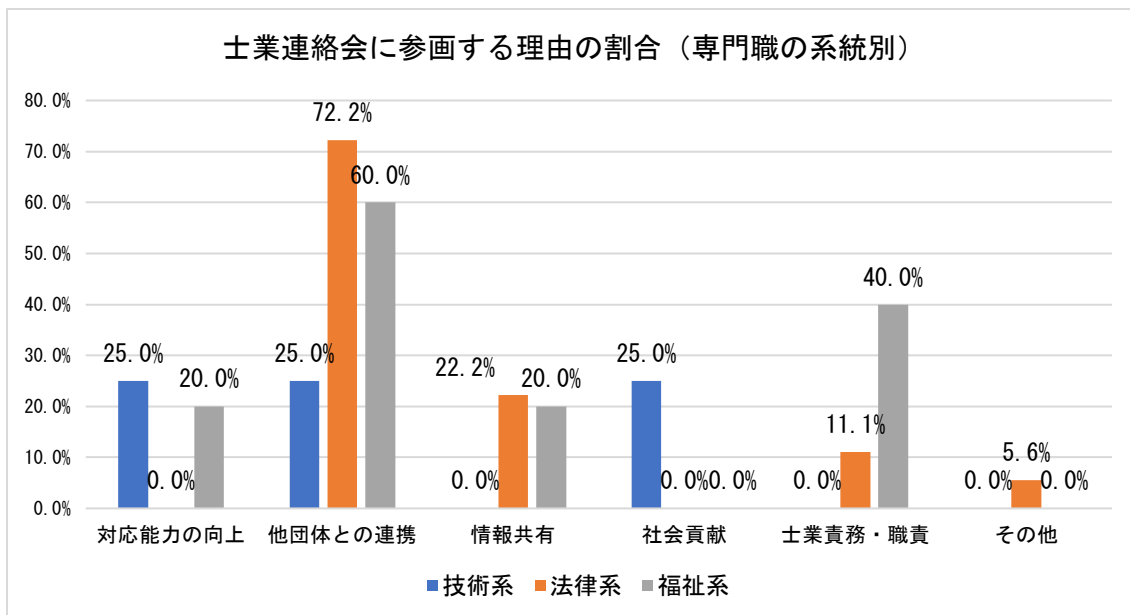
士業連絡会等に参加する理由に関する回答の記述内容を、「対応能力の向上」「他団体との連携」「情報共有」「社会貢献」「士業責務・職責」「その他」に分類（MA）し、集計を行ったところ、最も回答が多かったのは「他団体との連携」（27団体中 17 団体）であった。なお、分類項目の表現と直接一致しない記述については、前後の文脈から以下の通り整理している。（図表 18，図表 19）

- ・ 「多分野に及ぶ」→「他団体との連携」「情報共有」
- ・ 「専門性を活かす」「ワンストップの支援」→「他団体との連携」

図表 18 士業連絡会に参加する理由（MA）

	対応能力の向上	他団体との連携	情報共有	社会貢献	士業責務・職責	その他
技術系	1	1	0	1	0	0
法律系	0	13	4	0	2	1
福祉系	1	3	1	0	2	0
合計	2	17	5	1	4	1

図表 19 士業連絡会に参加する理由の割合（専門職の系統別）



＜士業連絡会等に参画する理由＞

- 非常時の対応能力を高めるため（技術系）
- 各団体との連携（技術系）
- 社会貢献活動として保有技術を生かせる場であるため。きっかけは、平成 26 年の八木・緑井の災害後の支援活動へ参加した事による。また通常は、所属する企業において災害に係わる業務を遂行しており、また被災危険地域に住居を構えているため、より地域に寄り添う形で係わることを考えていたため。災害発生後の被災者支援、復興まちづくり支援活動に賛同しているため。（技術系）
- 災害対策、災害からの復旧、復興は、様々な特性を有する団体が連携して行う必要があるため（法律系）
- 支援情報共有など他士業との連携が重要（法律系）
- 各士業が実施している災害支援活動等に関する情報収集及び社会保険労務士制度周知のため（法律系）
- 専門性をいかして、士業共同で総合的に災害を支援するため。（法律系）
- 平時から各団体との連携を深め、災害時のよりよい支援に繋げるため。（法律系）
- 被災者にワンストップで専門家の持つ知識や情報を提供するため（法律系）
- 活動実績やノウハウの蓄積、平時及び被災時等の活動における協力体制の構築（法律系）
- 被災者の抱える課題は多様で重層的であり、その課題の解決のためには、弁護士会のみならず他の専門士業との協力が不可欠であるため。（法律系）
- 我々税理士は災害発生初期の段階では特に必要とはされるものでないが、落ち着いてきて経済活動が再開されるときには必ず必要とされる職責があるため。（法律系）
- 災害時に発生する問題の対処については、単一士業の知見のみでは解決することが難しいため（法律系）
- 各士業で連携した方が効率的な支援活動につながる。（法律系）
- 被災者の相談は多分野に及ぶため（法律系）
- 総合法律支援法に被災者支援が業務として加わっているため（法律系）
- 過去の支援経験より他士業の専門家とのワンストップでの相談対応の有用性を感じているから。（法律系）
- 国民の権利擁護は司法書士の使命であり、責務と考えている。（法律系）
- 平成 30 年の西日本豪雨の経験から、有事に備え、いざという時に情報交換できる状態が望ましいから。（法律系）
- 生活困窮者をはじめとする要配慮者支援において、士業と連携したチーム支援体制を整備し、平常時～発災時～復興期における総合相談・生活支援をおこなうため、士業ネットワークへは災害ワーキンググループへのオブザーバーという形で参画。（福祉系）

- 広島県精神保健福祉士協会の社会的な役割として、広く人々のメンタルヘルスへの対応があります。それは災害時でも求められる内容と認識をしており、広島災害復興支援士業連絡会へ参画をしています。(福祉系)
- 災害復興は、リハビリテーションの基本理念に通じます。「リストラクチャー」です。今までのものが壊れてしまい、新しく再構築する。リハビリテーションも、病気で破壊されて生活の再建・復興です。そこで私たちの知識を、再建に役立ててもらいたいと思いました。(福祉系)
- 当会は、広島県災害復興支援士業連絡会の発足当時の構成団体です。被災地・住民にとって、個々の団体がバラバラと活動するのは負担になると考えています。士業連絡会をとおして被災地・住民ニーズと支援マンパワーとのマッチングができるので、迅速な対応が可能となっています。また、技術士会をはじめ防災専門職の知見から得るものが大きく、医療福祉等の減災を担う立場としての役割がより明確になることも利点として挙げられます。(福祉系)
- 幅広く専門職での連携を図ることによって多岐にわたる支援が可能になるため(福祉系)

4. 団体としての災害時支援への考えについて

4-1 災害時の支援活動に関する方針

災害時の支援活動に関する団体の方針について尋ねたところ、次の回答を得た。

- 日本技術士会静岡県支部は、静岡県内はもとより近隣他県においても、災害時支援活動が必要な状況となった場合は、「静岡県支部防災会議」を設置し（以下防災会議と言う）、日本技術士会防災支援委員会、中部本部、静岡県、関係自治体及び静岡県災害対策士業連絡会等と連携し災害時支援活動を行う。これらの活動を通して社会貢献に努める。なお当支部の支援活動は2種に分けられる。
- A：一般支援活動・・防災支援員（専門技術者を含む）による被災者現地支援活動
- B：協定締結3自治体向け支援活動・・主として専門技術者によるアドバイス等
- この活動基本計画は、社会情勢の変化や支部役員改選に合わせて見直すものとする。（技術系）
- 広島県士業連絡会の活動に協力する（技術系）
- 備えあれば憂いなし（法律系）
- 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大において、事業主は臨時休業や雇用調整等、事業の継続に向けた緊急対応を余儀なくされた。このような中、一社でも多くの事業主と一人でも多くの労働者の雇用を守るという方針の下、当会として「雇用調整助成金申請書作成応援ダイヤル」を開設し支援を行った。（法律系）
- 本会の事業継続、会員の業務継続支援、一般納税者への税務支援（法律系）
- 会員の安否確認、手助け、支援機構での専門性をいかした災害支援。（法律系）
- 災害時及び復興期の被災者に対する相談活動を通じて国民の権利を擁護する。（法律系）
- 被災地への相談員派遣、避難所や仮設住宅への巡回相談活動等により、被災者の不安を最大限除去し、できる限り早期に日常の生活を取り戻すことができるよう支援を行う。（法律系）
- 災害協定に基づき、協定先からの要請に従って活動を行う（法律系）
- 新潟県内では、災害対応に特化した士業連絡会を組織していません。実質的な理由としては、士業団体を構成員とする連絡会を維持・継続させることが困難であると考えています。もっとも、災害対応に特化しない連携の枠組みであれば継続的な活動を続けることができると同時に、災害時に当該枠組みを動かすことも可能であり、かつ維持・継続にあたってのモチベーションも維持できると考えています。そのため、災害時の支援活動に関する団体の方針としては「平時からある士業の連携を活かす」ということと考えています。（回答1）

災害時には、当該枠組みを「スライド」させる形でこれまで被災者支援活動を行っ

てきております。災害対応を目的とした枠組みを継続的に維持することには困難も多く、災害対応「以外」の枠組みをいつでも災害時にスライドできることに注力することが重要であろうと考えております。(回答2)(法律系)

- 被災者の一人ひとりの人権擁護(法律系)
- まずは自分の安全の確保、次に自分の顧客の安否、災害支援は無事だった者から希望を募って編成します。(法律系)
- 会として具体的な方針までは設けていない(法律系)
- 自治体や関係士業と連携しながら支援していく。支援を必要とする人に対して寄り添って支援を継続していく。(法律系)
- アウトリーチ(法律系)
- 被災地のニーズに合わせて積極的に活動する(法律系)
- ひとり一人の復興の実現(法律系)
- 時宜に応じたプッシュ型支援を継続して行う。(法律系)
- 行政や市町村社会福祉協議会、士業ネットワーク推進協議会、災害ボランティア連絡会、NPO、大学、その他災害時の支援活動に取り組む各団体等と連携し、被災者・被災地支援に取り組む(福祉系)
- 県内外において災害が発生した際には、専門職能団体として、広島県精神保健福祉士協会は被災等の状況やニーズに対応した、生活の維持再建に向けた災害支援活動を円滑に行うことが求められる。そのためには平時より個々の広島県精神保健福祉士協会会員が災害支援活動に関する意識を高め、必要時に精神保健福祉士の専門性を十分に発揮できる体制を構築しておく必要がある(福祉系)
- 被災された方々の生活の再建を図る、です。(福祉系)
- (1) 発災時に迅速な対応(被災者支援のための会員派遣や他都道府県士会からの受入れ)ができるように、平常時から会の派遣体制を整備する。
(2) 災害支援活動者養成研修を開催し、災害対応の啓発を行う。(福祉系)
- 我々介護福祉士は日常生活支援のプロフェッショナルであり、いつ、どんなとき、どこであっても、介護福祉士には普段からその専門性を活かした介護福祉の実践が求められる。災害時においても高齢者を中心とした要配慮者の日常が少しでも保たれるよう支援を実践していく(福祉系)

4-2 災害時の支援活動における課題

災害時の支援活動における課題について、専門職の系統別に取りまとめた。（図表 20、図表 21-1、2）

災害時の支援活動の資源に関する課題では、「支援活動を行う人材の不足」が最も多く、「支援活動のノウハウの不足」「団体会員の関心が低い」が続く。

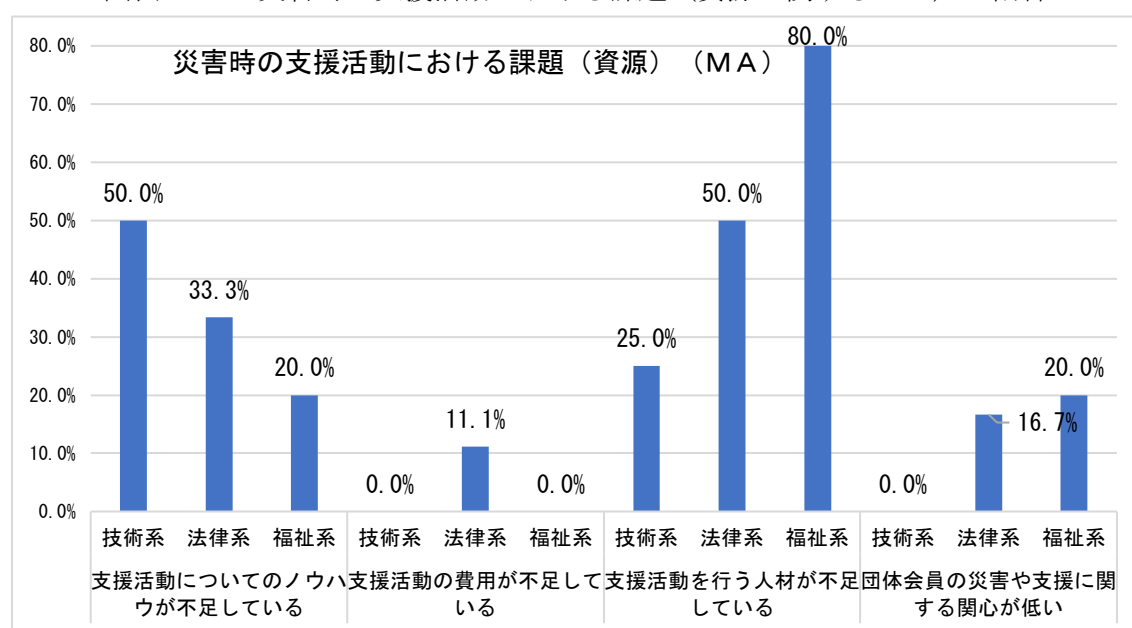
災害時の支援活動のマネジメントに関する課題では、「支援人材派遣の手順が決まっていない」「平時の活動ができていない」と続く。

福祉系の団体では、「支援活動を行う人材の不足」が 80%、「マネジメント人材の不足」が 40%と技術系や法律系の団体よりも高くなっており、支援内容や支援人材の派遣手順が決まっているにもかかわらず、人材不足が大きな課題となっている様子が伺えた。

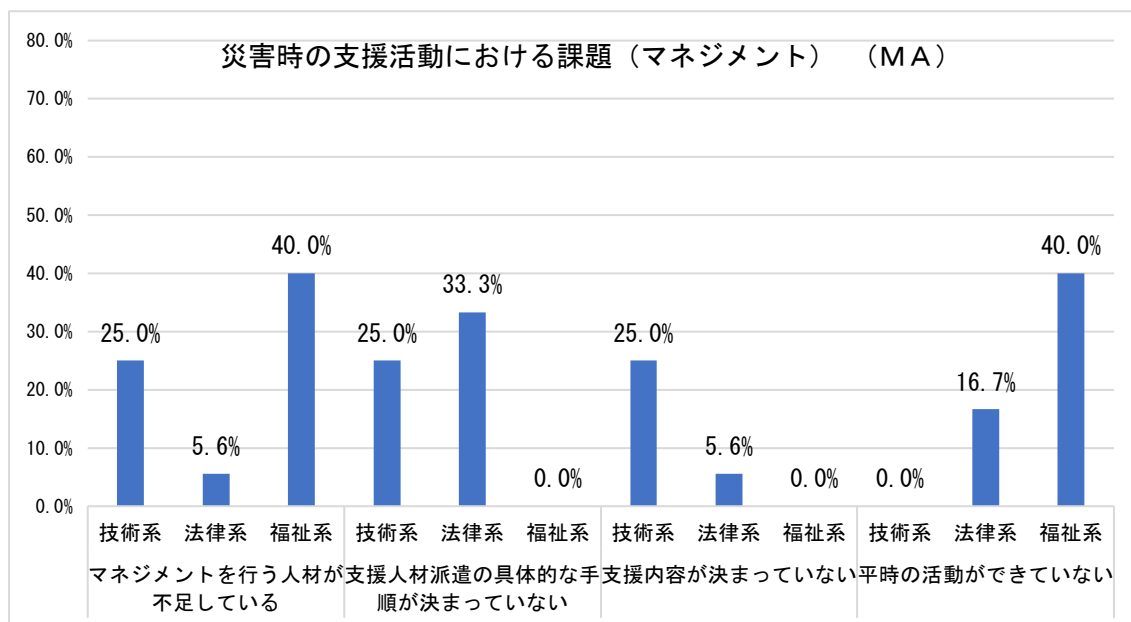
図表 20 災害時の支援活動における課題（MA）

災害時の支援活動における課題	技術系	法律系	福祉系	全体
・資源に関する事				
支援活動についてのノウハウが不足している	2	6	1	9
支援活動の費用が不足している	0	2	0	2
支援活動を行う人材が不足している	1	9	4	14
団体会員の災害や支援に関する関心が低い	0	3	1	4
・マネジメントに関する事				
マネジメントを行う人材が不足している	1	1	2	4
支援人材派遣の具体的な手順が決まっていない	1	6	0	7
支援内容が決まっていない	1	1	0	2
平時の活動ができていない	0	3	2	5
・その他	1	6	2	9

図表 21-1 災害時の支援活動における課題（資源に関する事）の割合



図表 21-2 災害時の支援活動における課題（マネジメントに関すること）の割合



<支援活動の課題その他の回答>

- 自分自信が企業に所属しているため、社に依頼が来た災害支援を優先的に実施する事になるため、士業連絡会としての活動に参加することが現時点では困難な状態にある。技術系企業からの参画者は、ほぼ同じ状況ではないかと感じている。実際活動されている方は、企業を離れた方（独立技術者）が殆どであり、高齢化が進んでいると感じている。これまでの2回の大規模災害の被災者支援活動はできたが、さらに大規模な被害についての想定、計画を立てる必要がある。（技術系）
- 継続的に取り組むメンバーが固定化しつつあり、人材の拡充とノウハウの継承が課題となっています。（法律系）
- 行政との連携（法律系）
- 行政の有する被災者情報にアクセスすることができないこと 情報の発信 他団体との連携強化（法律系）
- 自治体が把握している被災者の個人情報の共有（在宅被災者・見なし仮設入居者の所在場所・被災の程度・生活状況の把握等）（法律系）
- 想定南海トラフ地震のように発生時期も発生規模も明確ではない災害に対して、平時からどのような態勢を組むか（法律系）
- 転勤があるため、配属された職員によって個人の能力差がある。（法律系）
- 被災地の行政とスムーズな連携がとれるかどうか。（法律系）
- 平時の研修等による人材育成（法律系）
- 大規模になればなるほどマンパワーが必要となる。また、新任職員への教育等、平時からの継続的な取り組みの積み重ねが必要と感じている。（福祉系）

- 特にコロナ禍においては介護福祉職に従事する者は勤務先の施設・事業所から各個人の日常生活において行動制限がかかっており、災害時にも気持ちはあっても、職務優先にて災害支援活動に従事できない現状がある。(福祉系)
- 被災地に支援マンパワーを遅滞なく届けるための迅速な情報共有及び合意形成の仕組み(福祉系)

4-3 災害時の支援活動に関する意見

災害時の支援活動に関して意見を求めたところ、次の回答を得た。

- 技術系企業においては、資格保有者で無くとも対応できる支援もあるため、そのためのマンパワー提供について取り決めなどを結んでおくことを考えられても良いのでは？と感じている。実際、昨年7月の災害時の支援活動は、技術的な対応よりもボランティア活動窓口における対応や、土砂排出の手伝いなどもあったと伺っている。災害発生後のできるだけ早い被災者支援活動ができればと思う。(技術系)
- 基礎情報の中に参画団体を答える項目がありました。静岡県東海地震対策士業連絡会とありますが、これは現在の静岡県災害対策士業連絡会の前身の名前です。当所は東海地震対策として集まりましたが、その後目的を広げて静岡県災害対策士業連絡会に改めたものです。(技術系)
- 大規模災害発生以前は、発災直後は法的支援のニーズは低いと言われていたが、被災者に寄り添う点からみても発災直後でも法的支援は必要である。臆することなく、プッシュ型支援を行うべき。ただし、物資提供等は受入側のニーズ把握が重要であり、被災地の物資ニーズについていかに情報共有を行うかが重要である。(法律系)
- とりわけ高齢者・障がい者などのいわゆる社会的弱者といわれている方々は、現行の申請主義による支援の枠組みでは、自ら支援制度を活用して生活再建することは困難である。申請主義の課題を克服して被災者一人ひとりが生活再建するためには、災害ケースマネジメントが必要である。そのためには、被災者一人ひとりの置かれた状況を把握し、被災者の意向を踏まえ、行政のみならず各専門士業やNPO等のボランティア団体と連携して必要な支援をパッケージ化して提供しなければならない。

ところが、被災者の状況を把握し共有する仕組みや、必要な支援を検討するケース会議の運営主体、さらに、誰が専門家等に繋ぐのかといったコーディネート機能が制度的には未整備である。

内閣府において被災者台帳を活用した支援を行うことが想定されているが、平時から活用方法等の準備をしている自治体は少ない。

そもそも、被災者台帳では、たまたま居住していた住まいの被害の程度について罹災証明書を発行し、これを基本に支援することが想定されているが、罹災証明書のみでは被災者の失業・生業・怪我・疾病などの多様な被害の状況を把握できず（これに「申請主義」とも相まって）、十分な支援をすることができないことが課題である。

すなわち、罹災証明書をベースとした現行の支援の枠組みそのものが課題を抱えており、支援制度の枠組みを見直す時期に来ているのではないかと考えている。(法律系)

- 現在まさに支援活動体制の構築中である。各協定先行政との連絡や関係を密にしていきたい。(法律系)
- 災害時の支援活動は常に「前例のないもの」として対応が必要になる一方で、「平時からの準備」「平時の連携」が試される場面でもあります。災害対応における平時からの準備と連携について、各士業団体がモチベーションを維持しながら有事に備えるというのは、実際には困難なことが多いことから、災害以外の相談活動や連携をベースにしつつ、互いに顔の見える関係や信頼関係を醸成しつつ、有事に活動できる体制を維持していくのが有用ではないかと考えています。(法律系)
- 支援機構の活動として、専門性を活かして被災者の支援を行いたい。(法律系)
- 他の専門職との合同相談会や被害認定調査に対応(法律系)
- 被支援者にスピード感をもって正確な情報提供や周知広報を行うことが大切であると考えている。(法律系)
- 平時からの自治体や福祉団体と連携が重要と感じた。辺境の高齢者に対して情報が伝わらず、支援の声が届かなかった。(法律系)
- 弁護士というと、裁判などのイメージがあると思いますが、災害の場面では、様々な支援策の中からその人に合った支援策を選ぶための相談や近隣トラブルにおける話し合いサポート(災害ADR)、そして、地域コミュニティの復興のためのまちづくり支援など被災者一人ひとりに寄り添った支援活動をしています。より多くの方に、専門家の利用をしていただけたらと思います。(法律系)
- 法テラス広島は、通常法律相談業務、情報提供業務に加えて、独自に広島県災害復興支援士業連絡会の事務局機能も担っている。各士業がワンストップで支援をすることの意義を感じ、各機関の連携を強化するべく、平時から2～3か月に1回、定例会の開催などを行っている。(法律系)
- 令和3年7月に発生した熱海土石流災害に関する静岡県災害対策士業連絡会の相談活動を通して、改めて、複数の士業が合同で相談会を実施し、ワンストップで様々な相談に対応することの有用性を実感しました。今後も、平時より士業間の繋がりを深め、共に支援活動に取り組むことのできる関係性や体制を維持・構築したいと考えます。(法律系)
- 行政がもっと歩み寄ってくれたらいいのに、と思います。(福祉系)
- 災害が発生した場合、協会に加入している協会員が医療機関に従事している者が比較的多いため、現場を離れて災害支援活動を行うことに限界を感じる。併せて、コロナ禍の状況だとさらにその制約は強まると感じる(市町を超えての行動制限)。(福祉系)
- 多様な被災者支援主体による連携を促進し、平常時からの顔の見える関係の構築、生活困窮者をはじめとする要配慮者支援に取り組み、災害発生時にもシームレスな支援活動が行えるよう努めたいと思う。(福祉系)

4-4 支援活動の記録等

(社) 日本技術士会中国支部 日本技術士会中国本部の2回（2018年7月、2014年8月）の災害支援活動報告。 ・ http://www.ipej-chugoku.jp/committee/bousai/doc/2018_shienkatudou/191125_chugokuhonbu_hisaisyasi_enkatudou_houkoku_2.pdf ・ https://www.engineer.or.jp/c_cmt/bousai/topics/003/attached/attach_3800_1.pdf ・ https://www.engineer.or.jp/c_cmt/bousai/topics/003/attached/attach_3800_2.pdf
公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部 日本技術士会静岡県支部ホームページ ・ http://ipej-shizu.sakura.ne.jp/activities.html ・ http://ipej-shizu.sakura.ne.jp/bousaisien.html ・ http://ipej-shizu.sakura.ne.jp/bousai_society.html
大阪弁護士会 「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（案）」のパブリックコメントに対する意見書 大阪市の『「東日本大震災に伴う市営住宅活用実施要綱」及び「東日本大震災に伴う市営住宅付帯駐車場活用実施要綱」の一部改正について(案)』に対する意見公募に対する当会の意見書 被災者生活再建支援法施行令第1条の改正等を求める意見書 ・ https://www.osakaben.or.jp/speak/db/pdf/2014/oba_spk-18.pdf ・ https://www.osakaben.or.jp/speak/view.php?id=131 ・ https://www.osakaben.or.jp/speak/view.php?id=198
法テラス広島 法テラス白書（H30年度版, 141頁）には、法テラス広島の取り組みがコラムとして載っている。 ・ https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kouhou/kankoubutsu/hakusyo/heisei30nendohakusyo.files/saigaitaiou.pdf
仙台弁護士会 仙台弁護士会では、特に東日本大震災後、多くの意見書・会長声明を発出している。これらの意見書・会長声明は、仙台弁護士会のホームページに掲載されているが、一例として「在宅被災者の調査報告書」、「東日本大震災10年を迎えての会長声明」のURLは以下の通りである。 ・ https://senben.org/archives/category/statement2021 ・ https://senben.org/archives/7143 ・ https://senben.org/archives/9069
近畿不動産鑑定士協会連合会

団体 HP（トップページお知らせ欄一般）にて危機管理対応委員会からのお知らせを掲載し公開している。 ・ https://kinki-rea.jp/
兵庫県行政書士会 兵庫県行政書士会 HP（今後公開すべき情報あれば） 近畿災害対策まちづくり支援機構ホームページ ・ http://www.ancl.biz/
兵庫県土地家屋調査士会 近畿災害対策まちづくり支援機構ホームページ ・ http://www.ancl.biz/
静岡県司法書士会 東日本大震災における静岡県司法書士会の活動をまとめた冊子「別冊 H02 気仙沼被災地相談の軌跡」があります。
愛媛弁護士会 平成30年7月豪雨災害対策本部活動報告書（愛媛弁護士会）を令和3年3月に発刊した。
広島弁護士会 H30.7 西日本豪雨災害での記録集
広島 JRAT（災害時リハビリティ支援協議会） ・ https://jrathiroshima.amebaownd.co ・ https://www.jrat.jp/
社会福祉法人徳島県社会福祉協議会 その都度、1枚もののペーパーにとりまとめ、チラシやパネルとして活用している。

Ⅱ-2 ヒアリング記録

士業連絡会等の支援活動と福祉との連携に関する検討のため、技術系や福祉系の団体が参画している広島県災害復興支援士業連絡会の弁護士会、法テラス広島の2つの団体代表者に対して、ヒアリングを行った。

実施日：2021年12月20日

対 象：広島弁護士会（今田 健太郎 弁護士）

法テラス広島（工藤 舞子 弁護士）

内 容：1. 広島県災害復興支援士業連絡会設立の経緯
2. 広島県災害復興支援士業連絡会の運営
3. 平成30年7月豪雨災害での支え合いセンターとの連携
4. 平時の活動状況・人材の育成
5. 今後に向けて

1. 広島県災害復興支援士業連絡会設立の経緯

Q. 広島県災害復興支援士業連絡会には、法律系の団体だけではなく、技術系や福祉系の団体が参画している背景を教えてください。

[今田弁護士]

日本弁護士連合会の理事の中に、阪神・淡路大震災を契機に災害時の支援活動に取り組まれている弁護士から、広島弁護士会でも支援活動に取り組んではどうかとの提案を受けたことがきっかけとなり、広島県災害復興支援士業連絡会（以下、広島士業連絡会）設立の検討が始まりました。

日弁連では、被災者支援活動についての情報交換を行っていたこともあり、設立にあたっては、幅広い士業の参画が望ましいと考えていました。「士業連絡会」という名称からは、司法書士会、税理士会、行政書士会などのイメージがわくものの、建築士会の参画がなければ、被災家屋の相談には対応しきれないことは容易に想像できます。加えて、避難所の運営や災害弱者の情報共有、介護を必要とする人が被災した時にどうなるのか…と思うと、福祉系の団体の参画が必要だと考えました。まずは、知人の社会福祉士に相談し、介護福祉士を紹介してもらうなど、個人的なつながりから、広島士業連絡会の参画団体を募っていきました。

設立準備を進めている最中に東日本大震災が発災し、広島県にも県外避難者が避難して来られました。まずは、東日本大震災の被災者の方々を連携して支援することになり、平成23年5月に広島士業連絡会が発足しました。

Q. 福祉系の団体が参画して連携することで、どのような効果がありますか？

[今田弁護士]

被災者の中には、弁護士や司法書士の法律相談に対して「敷居が高い」と感じられる方もおられます。地域で顔が見える関係を持っている民生委員や社会福祉士等と一緒に活動すると、被災者の方々に安心感を持ってもらえます。地域との信頼関係ができれば、現場に伺ったときにボランティアセンターの運営のお手伝いもできるようになります。

平成26年8月豪雨の被災地で相談会を開催しました。相談内容は多岐にわたり、法律的な相談だけではなく、福祉に関する相談もたくさんありました。例えば、障がいをお持ちの方が、避難先に設備がないためにお風呂に入れずに困っておられても、弁護士には直ぐにお風呂に入れる場所をお伝えすることができません。しかし、地域福祉に関する情報を持っている精神保健福祉士や社会福祉士などが相談の場にいることで、ワンストップで相談を受け付けることができました。

広島士業連絡会では、様々な団体が参画しやすい形で取り組みを進めてきました。少しずつ参画団体も増え、法律系9団体、技術系2団体、福祉系3団体、医療系1団体、その他1団体（法テラス広島）で構成されています。

2. 広島県災害復興支援士業連絡会の運営

Q. 広島士業連絡会は、どの様に運営されているのですか？

[今田弁護士]

広島士業連絡会の運営は、法テラス広島が担っています。事務作業や会議準備の他、自治体との窓口として連絡調整を担当し、広島士業連絡会の活動を支えています。参画団体のどこかに事務局を置いたとしても、会員の誰かの負担が大きくなってしまい維持することが難しくなることが想定されたので、設立時から法テラスも団体として参画し、事務局機能を担保できる体制をとりました。法テラスは、担当弁護士が交代していきますが、被災者支援を経験したことのない弁護士も新しい気持ちで頑張っています。

自治体も、「広島士業連絡会の窓口は法テラス」と判っているので、コミュニケーションも取りやすく、発災直後から被災者支援に着手することができています。発災時には、自治体がボランティア活動連絡調整会議を災害毎に立ち上げることで、法テラスは、事務局として「どのような活動に、どのくらい資源が

必要か」を取りまとめ、広島士業連絡会のメーリングリストで呼びかけ、支援調整を進める流れができています。

3. 平成 30 年 7 月豪雨災害での支え合いセンターとの連携

Q. 災害ケースマネジメントに基づいた被災者の生活再建支援を行う地域ささえあいセンターとの関係について教えてください。

[工藤弁護士]

地域ささえあいセンター開設後は、ささえあいセンターが支援活動を行う中で「専門家につなぐべきと」判断された世帯については、法テラス広島が連絡を受けて、広島士業連絡会の中で必要とされている士業につなぐ仕組みになっています。
(別記参照)

4. 平時の活動状況・人材の育成

Q. 広島弁護士会での平時の取り組みについて教えてください。

[今田弁護士]

広島県では、平成 26 年 8 月豪雨の 4 年後に、平成 30 年 7 月豪雨が発災しました。そのため、会員は、大きな災害があった時には「被災者の支援活動を行う」ということを判っていて、支援活動に行くという流れができています。ある意味で、災害が人材を育てているとも言えるかもしれません。

弁護士の中には、災害時の支援について馴染みが薄い弁護士もいますので、弁護士会としては一度研修を受けてもらうようにしています。電話対応の方法なども、わかりやすいように類型化しています。研修回数は決して多くはありませんが、災害委員会での活動の他、被災者支援においてどのような対応を取ったか等を報告するようにしているので、情報を受け取った弁護士は、今現在の出来事、自分事として考えてくれています。

広島士業連絡会のメーリングリストに情報を送るときは、できるだけ具体的な情報を伝えるようにしています。

Q. 広島士業連絡会での平時の取り組みについて教えてください。

[工藤弁護士]

広島士業連絡会は、2ヶ月に1回のペースで定例会を行っています。広島県社会福祉協議会や市社会福祉協議会などの研修に、講師を派遣することもあります。先が見通せるようになると被災者も安心することができるので、災害救助法や被災者生活再建支援法について解説したり、個々の法律の枠組みで、どのタイミングでどの法律を適用するかなどをお伝えし、支援活動に役立ててもらっています。

定例会では、事例に対してどのような対応ができるのかを話し合っています。様々な士業が参画しているので、専門外の知識や情報を得る機会になっています。特に技術系のアドバイスは、福祉系や法律系の士業にとって知らない事が多いようです。そのような事も含めて、広島士業連絡会は、お互いの専門性を理解し合って、互いに補完し合う関係づくりができていていると思います。

5. 今後に向けて

Q. 被災者支援について課題と感じていることを教えてください。

[今田弁護士・工藤弁護士]

弁護士による無料相談で被災者からお話を伺う時は、日弁連の被災者生活再建ノートを活用しています。世帯構成をはじめとする相談者の様子を記録するので、次の弁護士に引き継いでも、前回までの内容がわかるようになっています。

2021年4月から、県健康危機管理課が被災者の生活再建を所管するようになり、生活再建支援金の給付事務を行っています。しかし、地域での困りごとを何処につないでいくかなど、弁護士会や広島士業連絡会の活動した結果や情報を自治体と共有し、支援と結びつけることができていません。

Q. 今後に向けてのご意見等をお聞かせください。

[今田弁護士・工藤弁護士]

●災害ケースマネジメントに基づいた支援について

政策的に考えても、災害ケースマネジメントに基づいた支援を、プッシュ型で実施していく方が理にかなっています。国ではマイナンバーと紐付けた各種支援の実施を検討していますが、そこに現場の情報を加え、緊急性が高い世帯、保護が必要な世帯、治療が必要な人へのセーフティネットをしっかりと共有し、その先の細分化された個別の対応に結びつけていくことが重要だと考えています。

ソフト面でのニーズ情報が自治体から広島士業連絡会に共有されれば、個別のニ

ーズに合った専門家を派遣することができます。例えば、被災して自宅に居られないから避難所で過ごし、行き先が決まらないから仮設に入り、先の見通しがないから復興公営住宅に入るという流れではなく、今は土砂の危険がありレッドゾーンだけど、砂防ダムが完成すれば自宅を修繕して戻れる可能性があるから、3～4年後にゆっくり考えましょう、という流れで生活再建を捉える流れの方が、被災者にとっても前向きだし、無駄な公営住宅を建てる費用も削減できると思います。

また、制度の狭間でこぼれてしまう人の支援も重要です。制度からこぼれてしまう人を支えられる仕組みを作っていかなければならないと考えています。

●被災者支援についての共通の価値観について

災害は、人が有している財産権や生命、居住権などの大切な権利を奪ってしまいます。失った権利を回復するのは、弁護士の基本的人権の要素に他なりません。災害時の被災者支援は、日弁連の人権擁護活動の一つの柱になりつつあります。

弁護士会では、「人が元通りの生活を取り戻し、ひとり一人が復興することは、その人がその人らしく過ごすための人権を守るための活動であり、弁護士の仕事である」という価値観が共有されています。今後も、共有された価値観の元で、支援が必要になった時に直ぐに動き出せるよう、各地域で活発な災害委員会の活動を続けていきたいと思っています。

[別記] 平成 30 年 7 月豪雨災害での支え合いセンターとの連携

後日、広島弁護士会が発行した「平成 30 年 7 月豪雨災害に関する被災者支援活動記録」を送付いただき、本紙中に支え合いセンターと広島士業連絡会の連携の詳細記述があったことから別記とした。

1. 被災者の見まもり・相談支援業務に関する協定

市町地域支え合いセンターを支援するため、広島県社会福祉協議会が県からの委託を受け広島県地域支え合いセンターを設置・運営し、市町地域支え合いセンターが被災者から専門的な相談を受けた場合等に専門家を派遣する。この専門家派遣を円滑に実施するため、広島県災害復興支援士業連絡会、広島県社会福祉協議会、広島県により、被災者の見まもり・相談支援に関する協定を平成 30 年 10 月 30 日に締結。

資料提供
平成30年10月26日
課名 地域福祉課
担当 米田
内線 3141
直通 082-513-3144

**広島県災害復興支援士業連絡会と
「被災者の見守り・相談支援業務に関する協定」を締結！
～専門家と連携し被災支援を充実・強化します～**

1 趣旨

- 県は、被災者の見守り・相談支援業務を行う市町地域支え合いセンターを支援するため、広島県社会福祉協議会に委託して広島県地域支え合いセンターを設置・運営し、各市町の地域支え合いセンターが被災者から専門的な相談を受けた場合等に専門家を派遣することとしている。
- この派遣を円滑に実施するため、法律・技術・福祉など幅広い分野の専門家で構成される「広島県災害復興支援士業連絡会」会員団体と広島県社会福祉協議会、県の3者により、被災者の見守り・相談支援に関する協定を締結し、被災者支援の充実・強化を図る。

【広島県災害復興支援士業連絡会とは】

平成23年5月に広島県内の東日本大震災の避難者の支援のために立ち上がった弁護士会等関係士業14団体で構成される組織

《会員団体》

広島弁護士会、広島司法書士会、広島県行政書士会、
広島県社会保険労務士会、中国税理士会広島県西部支部連合会・東部支部連合会、
広島県土地家屋調査士会、(一社)日本海事代理士会中国支部、
(公社)広島県不動産鑑定士協会、日本司法支援センター広島地方事務所(法テラス広島)、
(公社)日本技術士会中国本部、(公社)広島県建築士会、
(公社)広島県社会福祉士会、(公社)広島県介護福祉士会、広島県精神保健福祉士協会

2 協定締結式

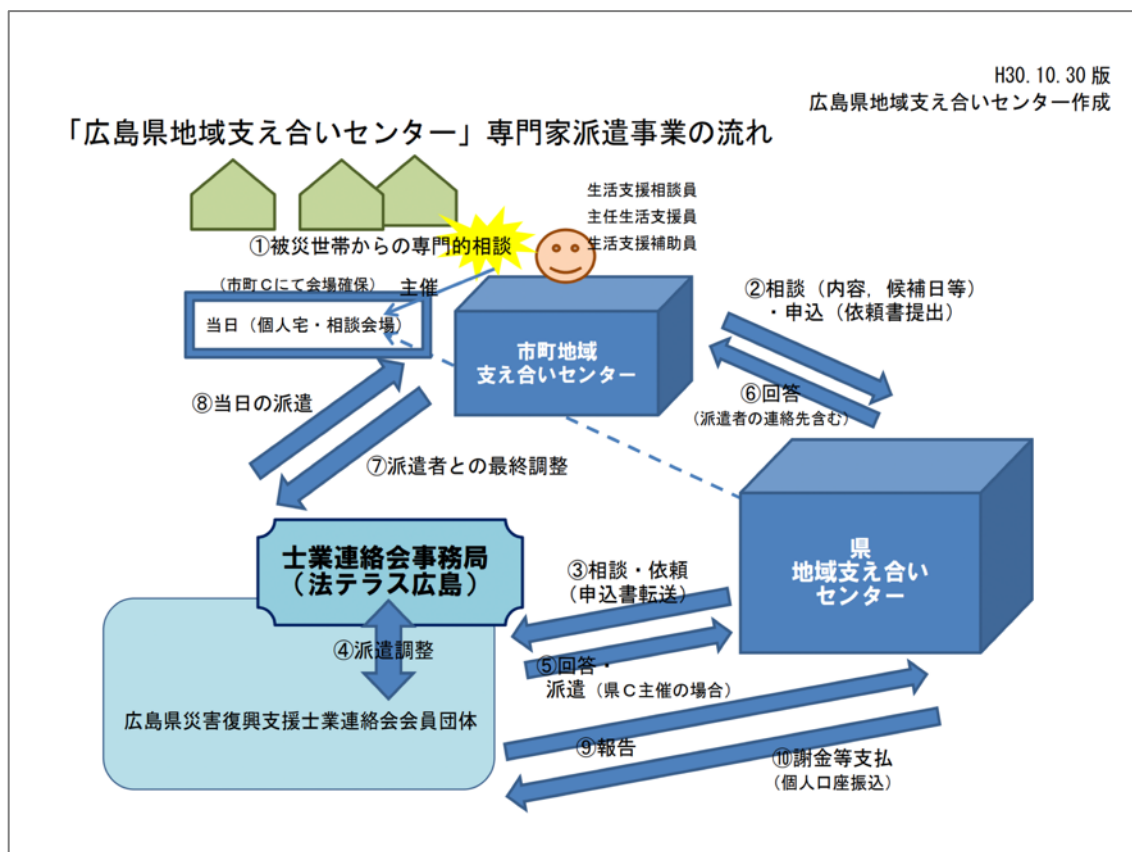
日 時	平成30年10月30日(火) 13:00～13:20
場 所	広島県庁北館3階第5委員会室
出席者	「広島県災害復興支援士業連絡会」会員団体の代表者等 社会福祉法人広島県社会福祉協議会会長 広島県知事
協定名	被災者の見守り・相談支援業務に関する協定
協定内容	県が広島県社会福祉協議会に委託して設置・運営する県地域支え合いセンターの要請に応じ、当該連絡会が次の業務を実施する専門家を派遣 ・市町が実施する被災者相談における専門的課題へ対応するための相談業務派遣 ・市町の支援担当職員等に対する研修、連絡会議への講師派遣

2. 被災者の見まもり・相談支援業務の対応フロー

- ① 各市町の支え合いセンターの職員が個別訪問により被災者のニーズを把握
- ② 各市町の支え合いセンターから、広島県支え合いセンターに専門家派遣を依頼
- ③ 広島県支え合いセンターから士業連絡会へ専門家派遣を依頼
- ④ 士業連絡会が、担当者を選び、広島県地域支え合いセンターに担当者を通知
- ⑤ 広島県地域支え合いセンターが、各市町の地域支え合いセンターに担当者を通知
- ⑥ 担当者と各市町の支え合いセンターが、詳細を決定
- ⑦ 相談実施

(出典：「平成 30 年 7 月豪雨災害に関する被災者支援活動記録」より)

<フロー図>



(出典：平成 30 年 7 月豪雨広島県災害復興支援士業連絡会の被災者支援活動発表資料)

Ⅲ. 総括

本調査では、回答いただいた団体を「技術系」「法律系」「福祉系」に分類し、集計を行っているが、それぞれの母数に開きがあり単純に比較できない面もあるため、今後の課題整理や調査分野の検討に向けた総括を行う。

1. 被災者支援活動の様子と連携について

士業連絡会等に参画する団体が行う被災者支援活動は、応急対策期以降から復興支援期にかけて行われている傾向がある。発災から1ヶ月程度経過した頃には、被害の状況が明らかになり、罹災証明の発行や各種支援制度が始まっていたり、地域支え合いセンターの設置準備が始まる頃にあたる。被災者にとっては、これからの生活や生活再建の先行きに不安を感じるタイミングでもあり、弁護士や司法書士など法律系の団体による無料相談が必要とされる時期になる。（図表4、図表5-2）

災害ケースマネジメントに基づく被災者支援は、主に地域支え合いセンターが中心となり実施するものと解されているが、実際に地域支え合いセンターの開設前から、士業連絡会等の団体によって着手されていると考えることができる。

災害ケースマネジメントに基づく被災者支援では、被災者ひとり一人あわせた個別の支援を組み合わせで行われるため、多岐にわたる分野の支援者との連携が必要になる。福祉系の団体は、技術系や法律系の団体、自治体やボランティア団体等との連携を取っている様子がうかがえたが、技術系や法律系の団体は、福祉系の団体よりも他の分野との連携が少なかった。これらの状況から、地域支え合いセンターの開設よりも前に行われている、技術系団体の調査や法律系団体の無料相談で判明している被災者が抱えている課題（調査や相談により整理された課題）が、災害ケースマネジメントの観点から見たときに、その先の支援につながりにくくなっている可能性が想定される。被災者からすれば、被災後の生活をどうするか、前に進むための一歩（再建へのスタート）を踏み出そうとしているが、次に進むことができない場合も多く、地域支え合いセンターの活動が本格化するまで、生活再建に向けた支援のマッチングを待たなければならない状況になっている可能性がある。

2. 被災者支援活動の実施体制について

被災者支援活動に向けた事前の計画策定や人材派遣の仕組み、研修制度は、技術系や法律系の団体よりも、福祉系の団体の方が整っている傾向がみられた。（図表17-1～3） また、支援活動費用の内訳では、福祉系の団体は、技術系や法律系の団体よ

りも、公的資金の活用率が高かった。（図表 7） これらの結果は、福祉系の団体が行う被災者支援活動は、法律や制度に裏付けされていることに起因すると考えられる。一方で、技術系や法律系の団体の支援活動は、制度化（又は委託）されることが少なく、団体会計での負担する割合が高くなっていることが考えられる。

人材については、「支援活動を行う人材の不足」「マネジメントを行う人材の不足」共に、福祉系団体が他の団体よりも高い割合となった。支援計画や人材派遣の仕組み、研修制度が整っている反面、制度化された被災者支援策への人材派遣が難しい状況が考えられる。

3. 広島モデルの取り組みについて

広島県災害復興支援士業連絡会は、設立時から技術系、法律系、福祉系の団体が参画しているという特徴がある。平成 30 年 7 月豪雨発災後の 10 月 30 日には、広島県、広島県社協、広島県災害復興支援士業連絡会の三者協定が結ばれ、広島士業連絡会の参画団体の支援活動の一部が制度化（「広島モデル」と呼ばれる）されることとなった。（別記：平成 30 年 7 月豪雨災害での支え合いセンターとの連携）

この協定は、令和 4 年 3 月 7 日に広島県と広島県災害復興支援士業連絡会との間で新たに締結された「防災まちづくり・災害復興への専門家派遣協定」（記者発表資料参照）にもつながっており、専門士業が連携し、被災地での相談活動のみならず、当該地域における防災・減災への取り組みや、復興まちづくり支援など、幅広い分野において復興に向けた取り組みをサポートできる平時から復興までの一貫した支援体制が構築されることとなった。

広島モデルは、士業連絡会等に参画する団体の被災者支援活動が、①災害ケースマネジメントに基づいた被災者支援に不可欠なものとして連携が行われた点、②防災まちづくり～被災者支援～復興まちづくり支援に関わっていく各士業団体が、自治体やその他の団体とパートナー関係になる点 において、大きな変革をもたらしたと考えられる。今後、広島モデルの有用性の検証や、他府県での導入検討が行われることを期待したい。



「タスケ三兄弟」

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動展開中！

資料提供
令和4年3月1日
課名 危機管理課
担当者 佐藤
内線 2784
直通電話 082-513-2784

広島県災害復興支援士業連絡会との 「防災まちづくり・災害復興への専門家派遣に関する協定」の締結について

1 要旨

災害時における被災者支援活動（相談対応等）を迅速・円滑に行うため、広島県災害復興支援士業連絡会と「防災まちづくり・災害復興への専門家派遣に関する協定」を締結する。

2 協定の内容

- (1) 災害時における被災者支援活動への協力
 - ・被災者の各種相談に対応する相談対応者の派遣
 - ・被災地域における防災・減災活動を支援するアドバイザーの派遣
 - ・被災地域の職員に対する災害復興法制に関する研修等への講師派遣 など
- (2) 平常時における防災活動への協力
 - ・それぞれが知り得た災害対応、被災者支援に必要な情報の共有
 - ・県が実施する防災啓発事業及び防災訓練への協力

3 協定先の概要

団体名	広島県災害復興支援士業連絡会
代表者	会長 今田 健太郎
設立	平成23年5月12日
目的	本連絡会は、東日本大震災による広島県内への避難者を支援する専門家団体として発足し、以後、県内において発生した大規模災害において、専門家の知見を活かした各種相談活動や、地域防災の拡充に向けた住民団体の取組み等を支援することを目的とする。
会員団体	16団体（法律・技術・福祉系等の団体が参画） 広島弁護士会、広島司法書士会、（公社）広島県社会福祉士会、（一社）広島県介護福祉士会、（公社）日本技術士会中国本部、広島県行政書士会、（公社）広島県建築士会、広島県社会保険労務士会、中国税理士会広島県西部支部連合会・東部支部連合会、広島県土地家屋調査士会、日本海事代理士会中国支部、広島県精神保健福祉士協会、（公社）広島県不動産鑑定士協会、広島災害リハビリテーション推進協議会（広島 JRAT）、日本司法支援センター広島地方事務所

4 協定締結式の開催（オンラインで実施）

日時	令和4年3月7日（月）14：40～15：00
場所	オンラインで実施 ※知事は、広島県庁北館2階第1会議室で対応
参加者	広島県災害復興支援士業連絡会 会長 今田 健太郎 広島県 知事 湯崎 英彦

なお、都合（災害対応等）により、締結式を中止する場合があります。）

※ 実施に当たっては新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮して実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。
○原則、全員マスクを着用しております。
○締結式の開始直前まで扉等を開放、終了後、速やかに換気します。

是非とも貴メディアにて、取材や紹介していただきますようお願いいたします。

【取材のご依頼：全国初のモデル事業】

防災まちづくり・災害復興への専門家派遣協定締結について

（広島県と県災害復興支援士業連絡会）

2022年（令和4年）3月1日

報道機関各位

広島県災害復興支援士業連絡会
会長 今田健太郎
（広島弁護士会）

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より、取材等にご協力いただきまして、ありがとうございます。

さて、広島県災害復興支援士業連絡会（以下、「士業連絡会」といいます。）は、過去の豪雨災害支援の実績を踏まえ、広島県との間で、新たに、上記協定を締結する運びとなりました。

この協定は、別紙ポンチ絵のとおり、専門士業が連携し、被災地での相談活動のみならず、当該地域における防災・減災への取り組みや、復興まちづくり支援など、幅広い分野において、復興に向けた取り組みをサポートする、全国的にも例をみない、先駆的な取り組みを実施する内容となっております。広島県や県下自治体が、今後発生しうる県下すべての災害について、士業連絡会の専門的知見を有効活用することによって、ソフト面における被災者支援をより充実させる新たなモデルにつき、広島より、全国の各地域に発信していただきたく、協定締結式及び取材についてのご案内をする次第です。

なお、協定締結式につきましては、コロナ禍のため、オンライン形式となる予定です。

よろしくお願い致します。

敬具

【締結式】 令和4年3月7日（月）午後2時40分～午後3時まで
【取材方法】 会場（広島県庁北館2階第1会議室）
【出席者】 広島県：湯崎英彦知事
士業連絡会：今田健太郎（会長）、各士業団体代表者等

【本件に関するお問い合わせ先】

広島県災害復興支援士業連絡会事務局

（法テラス広島法律事務所）弁護士 工 藤 舞 子

電 話 050-3381-1397

FAX 082-224-0151

防災まちづくり・災害復興への 専門家派遣に関する協定

ここが
ポイント

(令和4年3月1日 広島県災害復興支援士業連絡会)

全国先駆け

- 1 防災・減災の観点から専門家を活用する仕組みを構築
- 2 今後発生しうる、広島県内すべての地域での災害に適用
- 3 医療系も加わり、災害関連死を防止する取組みを推進

防災・減災の観点から専門家を活用する仕組みを構築

協定第二条

- ① 被災者の心身の健康確保、生活再建に向けた相談対応（法律・福祉・技術）
- ② 防災・減災活動を支援するアドバイザー派遣（自主防災プログラム・ハザードマップ策定等）
- ③ 県内市町、社協、関係機関職員に対する防災・減災研修等への講師派遣
- ④ 災害復興まちづくり支援

相談対応



防災・減災
の観点から専門家を活用



復興まちづくりに
専門家のアドバイスを入れ、
災害に強い地域社会を実現

今後発生しうる、広島県内すべての地域での災害に適用

今後災害が発生した場合、速やかに、広島県内のすべての地域に対し、専門家を派遣する仕組みが整ったことにより、生活再建や地域再生を後押しするモデルが構築された。



医療系も加わり、災害関連死を防止する取組みを推進

法律系・技術系・福祉系に加え、医療系の広島災害リハビリテーション推進協議会（広島JRAT）も参加。災害関連死を防止する取組みを推進する。

広島県
災害復興支援
士業連絡会

全国一 16団体が参加

全国初 医療系団体（広島JRAT）が参加

広島県災害復興支援士業連絡会〈事務局〉 TEL 050-3381-1397（法テラス広島法律事務所）

資料

【WEB アンケート項目】

○…択一 □…複数選択

0. 基本属性

団体名

〒

所在地

TEL

E-mail

代表者

担当者（連絡先）

担当者メール

災害対策委員会等の有無

上記名称

1. 団体の災害時の支援活動について

①団体としての被災者支援活動の経験について

・被災者支援の経験はありますか

○あり

○なし

<ありの場合>

・どのような活動をされたか教えてください。

災害名（記入）

支援・活動内容 （記入）

時期：

☐ 災害発生直後（概ね 24 時間）

☐ 緊急対策期（概ね 72 時間）

☐ 応急対策期（72 時間～1 ヶ月）

☐ 復旧・復興対策期（1～3 ヶ月）

☐ 復興支援機（3 ヶ月以降）

②支援活動の資金やマネジメントについて

・支援活動を行ったとき（行う場合）の費用について教えてください。

☐国や自治体等からの公的な資金（補助金や委託金）

☐団体の会計で負担

☐活動にあたる会員等が負担

☐寄付を募る

☐その他（ ）

・支援活動の開始を決定するきっかけは何ですか

☐発災後、自発的な団体の意思決定機関での議決

☐士業連絡会等、参画している外部団体の決定（要請）

☐都道府県や市町村からの要請

☐都道府県や市町村と事前に締結した協定に基づいて

☐その他（ ）

・支援活動の実行にあたり、人員配置等の具体的な実行計画は事前に決まっていますか

☐決まっている

☐決まっていない

・支援活動のマネジメントを行うのはどの機関ですか

☐団体の理事会等（団体運営に関する意思決定機関）

☐災害対策委員会等の常設の災害関係の担当部局

☐災害対策委員会等の災害時に設置する担当部局

☐災害時のみ既存の団体部局がマネジメントを担当

☐その他（ ）

・支援活動における連携や関連が深い組織はどこですか

☐都道府県

☐市町村

☐士業連絡会等に参画している福祉系の団体

☐士業連絡会等に参画している技術系の団体

☐士業連絡会に参画している法律系の団体

☐士業連絡会に参画している団体との連携は少ない

☐社会福祉協議会・災害ボランティアセンター

☐民間のボランティア団体

☐わからない

☐その他（ ）

上記の具体的な組織名称（ ）

2. 団体での平時の取り組み状況について

①団体での平時の取り組みの様子を教えてください。

- ☐ 支援人材となるための研修や訓練等の実施
- ☐ 支援のためのガイドブック等の作成
- ☐ 団体の事業継続計画の策定・運用
- ☐ 災害対策や支援対応の計画の策定
- ☐ 支援人材の登録制度
- ☐ 常設の委員会等での活動
- ☐ 自治体等との災害時の支援に関する定期的な意見交換
- ☐ 会員の安否確認や連絡方法の確立（運用）
- ☐ その他（ ）

上記の具体的な内容（ ）

②士業連絡会への参画について

- ・士業連絡会に参画する理由を教えてください。

3. 団体としての災害時支援への考えについて

- ・災害時支援に対する団体の方針を教えてください
（記入）

- ・災害時支援における課題があれば教えてください。

- ☐ 支援活動についてのノウハウが不足している
- ☐ 支援活動の費用が不足している
- ☐ 支援活動を行う人材が不足している
- ☐ マネジメントを行う人材が不足している
- ☐ 団体会員の災害や支援に関する関心が低い
- ☐ 支援人材を派遣するまでの具体的な手順が決まっていない
- ☐ 支援内容が決まっていない
- ☐ 平時の活動ができていない
- ☐ その他

- ・災害時の支援活動についてご意見をお聞かせ下さい。（自由記入）
- ・支援活動の資料や記録など、公開されている情報があれば、URL を教えてください。

【被災者支援活動の内容（災害別）】

阪神淡路大震災（1995 年 1 月 17 日発生）

団体名	時間の経過					支援活動の内容
	①	②	③	④	⑤	
社会福祉法人徳島県社会福祉協議会						要配慮者や地域住民の安否確認、福祉救済合同本部の設置、災害ボランティアセンターの設置・運営支援、住民同士の支え合い活動を推進するためのサロン活動の展開など
兵庫県社会保険労務士会						・社労士会独自の「雇用問題ホットライン」を開設（平成 7 年 2 月 21 日～3 月 20 日、TEL 078-393-2261～3） ・地方公共団体等へのボランティア活動（相談員の派遣等、平成 7 年 2 月 1 日～、電話相談、面接相談、神戸市外大・緊急雇用保険サービスセンター・神戸市産業振興センター・神戸市の各区役所ほか） ・震災復興支援専門家による無料合同相談会に参加（平成 7 年 9 月 30 日、神戸市勤労会館）

岩手・宮城内陸地震（2008 年 6 月 14 日発生）

団体名	時間の経過					支援活動の内容
	①	②	③	④	⑤	
仙台弁護士会						被災者への情報提供・相談対応（避難所、公民館、仮設住宅、被災者宅、役場等での現地相談・「弁護士会ニュース」「被災者ノート」の提供・マスコミを通じた情報提供・無料電話相談）、二重ローン問題への対応、被災者同士のトラブルの仲裁（災害 ADR）、まちづくり支援、立法提言など

東日本大震災（2011 年 3 月 11 日発生）

団体名	時間の経過					支援活動の内容
	①	②	③	④	⑤	
新潟県弁護士会						弁護士による無料被災者相談会の実施、複数の士業によるワンストップ相談会の実施、まちづくりに関する勉強会の実施ほか
仙台弁護士会						被災者への情報提供・相談対応（避難所、公民館、仮設住宅、被災者宅、役場等での現地相談・「弁護士会ニュース」「被災者ノート」の提供・マスコミを通じた情報提供・無料電話相談）、二重ローン問題への対応、被災者同士のトラブルの仲裁（災害 ADR）、まちづくり支援、立法提言など
徳島県司法書士会						会員から義捐金を募り、日本司法書士会連合会を通じて送金。また、被災地相談会に会員を派遣した。

平成 26 年 8 月広島豪雨災害（2014 年 8 月 19 日発生）

団体名	時間の経過					支援活動の内容
	①	②	③	④	⑤	
広島司法書士会						【災害発災直後】所属する会員の安否確認、支援活動体制整備 【緊急対策期、応急対策期】士業連絡会からの要請に応じたボランティアセンターへの人員派遣、現地視察、相談活動等 【復旧・復興対策期、復興支援機】相談活動等
公益社団法人 広島県社会福祉士会						災害ボランティアセンターへの会員派遣、支援金・義援金募集など
広島弁護士会						法律相談センターでの無料相談、電話相談、被災地出張相談（区役所・避難所等）、ボランティアセンターへの運営スタッフ派遣、復興まちづくり支援のアドバイザー活動、会長声明の発出、行政への働きかけ
法テラス広島						法律相談会の実施（ニーズ調査）
公益社団法人 日本技術士会中国本部						広島市災害ボランティアセンター運営支援、被災者生活再建支援、復興まちづくり支援

平成 26 年 8 月広島豪雨災害（2014 年 8 月 19 日）

団体名	時間の経過					支援活動の内容
	①	②	③	④	⑤	
広島司法書士会						【災害発災直後】所属する会員の安否確認、支援活動体制整備 【緊急対策期、応急対策期】士業連絡会からの要請に応じたボランティアセンターへの人員派遣、現地視察、相談活動等 【復旧・復興対策期、復興支援機】相談活動等
公益社団法人 広島県社会福祉士会						災害ボランティアセンターへの会員派遣、支援金・義援金募集など
公益社団法人 日本技術士会中国本部						広島市災害ボランティアセンター運営支援、被災者生活再建支援、復興まちづくり支援
広島弁護士会						法律相談センターでの無料相談、電話相談、被災地出張相談（区役所・避難所等）、ボランティアセンターへの運営スタッフ派遣、復興まちづくり支援のアドバイザー活動、会長声明の発出、行政への働きかけ
法テラス広島						法律相談会の実施（ニーズ調査）

熊本地震（2016 年 4 月 14 日発生）

団体名	時間の経過					支援活動の内容
	①	②	③	④	⑤	
一般社団法人広島県介護福祉士会						避難所における要配慮者支援、介護施設、事業所での介護業務に関する人的支援
広島 JRAT（災害時リハビリ支援協議会）						避難所を巡回し、不活発病予防と健康管理の目的にリハビリテーションを実施
大阪弁護士会						無料法律相談の実施。
兵庫県行政書士会						近畿災害対策まちづくり支援機構の一員として無料相談会の実施
徳島県司法書士会						会員から義捐金を募り、日本司法書士会連合会を通じて送金。

糸魚川駅北大火（2016 年 12 月 22 日発生）

団体名	時間の経過					支援活動の内容
	①	②	③	④	⑤	
新潟県弁護士会						弁護士による無料被災者相談会の実施、複数の士業によるワンストップ相談会の実施、まちづくりに関する勉強会の実施ほか

大阪北部地震（2018 年 6 月 18 日発生）

団体名	時間の経過					支援活動の内容
	①	②	③	④	⑤	
大阪弁護士会						避難所等における制度説明会。 無料法律相談の実施。
近畿不動産鑑定士協会連合会						住家被害認定調査（罹災証明書発行の為）
近畿税理士会						被災者への税務支援

平成 30 年 7 月豪雨（2018 年 6 月 28 日）

団体名	時間の経過					支援活動の内容
	①	②	③	④	⑤	
広島司法書士会						【災害発災直後】所属する会員の安否確認、支援活動体制整備 【緊急対策期、応急対策期】士業連絡会からの要請に応じたボランティアセンターへの人員派遣、現地視察、相談活動等 【復旧・復興対策期、復興支援機】相談活動等
愛媛弁護士会						法律相談、復興支援
広島 JRAT（災害時リハビリ支援協議会）						避難所を巡回し、不活発病予防と健康管理の目的にリハビリテーションを実施
大阪弁護士会						避難所等における制度説明会。 無料法律相談の実施
公益社団法人 広島県社会福祉士会						災害ボランティアセンターへの会員派遣、支援金・義援金募集など

公益社団法人 日本 技術士会中国本部						広島市災害ボランティアセンター運営支援、被災者生活再建支援、災害復興まちづくり支援
一般社団法人 広島県介護福祉士会						避難所における要配慮者支援、避難所等における介護困り事相談の対応、電話による被災者等への介護困り事相談の対応、ボランティアセンターでの運営支援、被災現場での土砂撤去作業、在宅高齢者への個別訪問による安否確認及びニーズ把握
岡山弁護士会						法律相談、被災者支援制度情報発信、災害ADR
公益社団法人 広島県不動産鑑定 士協会						住家被害認定調査
広島弁護士会						法律相談センターでの無料相談、電話相談、被災地出張相談（区役所・避難所等）、ボランティアセンターへの運営スタッフ派遣、復興まちづくり支援のアドバイザー活動、会長声明の発出、行政への働きかけ、災害ADRでの話し合いサポート、広島県・広島県地域支え合いセンターとの協定に基づく専門家派遣事業における相談対応
法テラス広島						法律相談会の実施、資力を問わない無料法律相談の実施（総合法律支援法30条1項4号に基づく）

山形県沖地震（2019年6月18日発生）

団体名	時間の経過					支援活動の内容
	①	②	③	④	⑤	
新潟県弁護士会						弁護士による無料被災者相談会の実施、複数の士業によるワンストップ相談会の実施、まちづくりに関する勉強会の実施ほか

令和元年東日本台風（2019年10月4日発生）

団体名	時間の経過					支援活動の内容
	①	②	③	④	⑤	
公益社団法人日本 技術士会中部本部 静岡県支部						「専門家による無料生活なんでも相談」に相談員として参加。
仙台弁護士会						被災者への情報提供・相談対応（避難所、公民館、仮設住宅、被災者宅、役場等での現地相談・「弁護士会ニュース」「被災者ノート」の提供・マスコミを通じた情報提供・無料電話相談）、二重ローン問題への対応、被災者同士のトラブルの仲裁（災害ADR）、まちづくり支援、立法提言など

令和3年福島沖地震（2021年2月13日発生）

団体名	時間の経過					支援活動の内容
	①	②	③	④	⑤	
仙台弁護士会						被災者への情報提供・相談対応（避難所、公民館、仮設住宅、被災者宅、役場等での現地相談・「弁護士会ニュース」「被災者ノート」の提供・マスコミを通じた情報提供・無料電話相談）、二重ローン問題への対応、被災者同士のトラブルの仲裁（災害ADR）、まちづくり支援、立法提言など

令和3年7月伊豆山土砂災害（2021年7月3日発生）

団体名	時間の経過					支援活動の内容
	①	②	③	④	⑤	
公益社団法人 静岡県建築士会						士業連絡協議会による相談業務
公益社団法人日本 技術士会中部本部 静岡県支部						「専門家による無料生活なんでも相談」に相談員として参加。

丹波篠山市大火事（2021年7月24日発生）

団体名	時間の経過					支援活動の内容
	①	②	③	④	⑤	
兵庫県土地家屋調査士会						兵庫県弁護士会とまちづくり支援機構の総合相談

その他：複数の台風被害

団体名	時間の経過					支援活動の内容
	①	②	③	④	⑤	
徳島弁護士会						電話相談の実施

